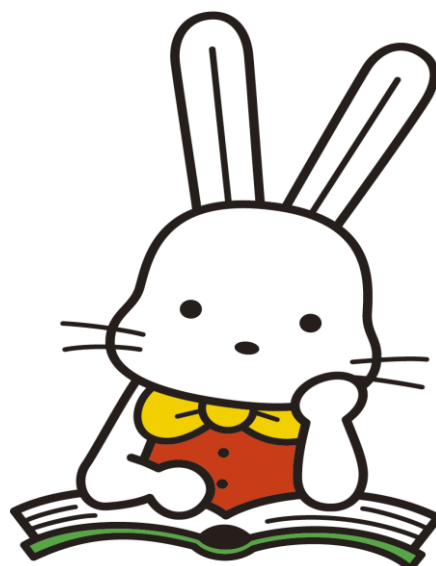


# 資料編

福島市の現状	91
（1）福島市の姿	91
（2）人口の推移	92
（3）子どもの状況	94
（4）高齢者の状況	97
（5）障がい者の状況	99
（6）生活困窮者の状況	101
（7）健康についての状況	103
地区懇談会の開催状況	105
市民アンケートの取りまとめ（学生含む）	107
地域福祉計画2021策定までの経過	118
関係要綱	120
社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧	123
用語解説	124





## 福島市の現状

### (1) 福島市の姿

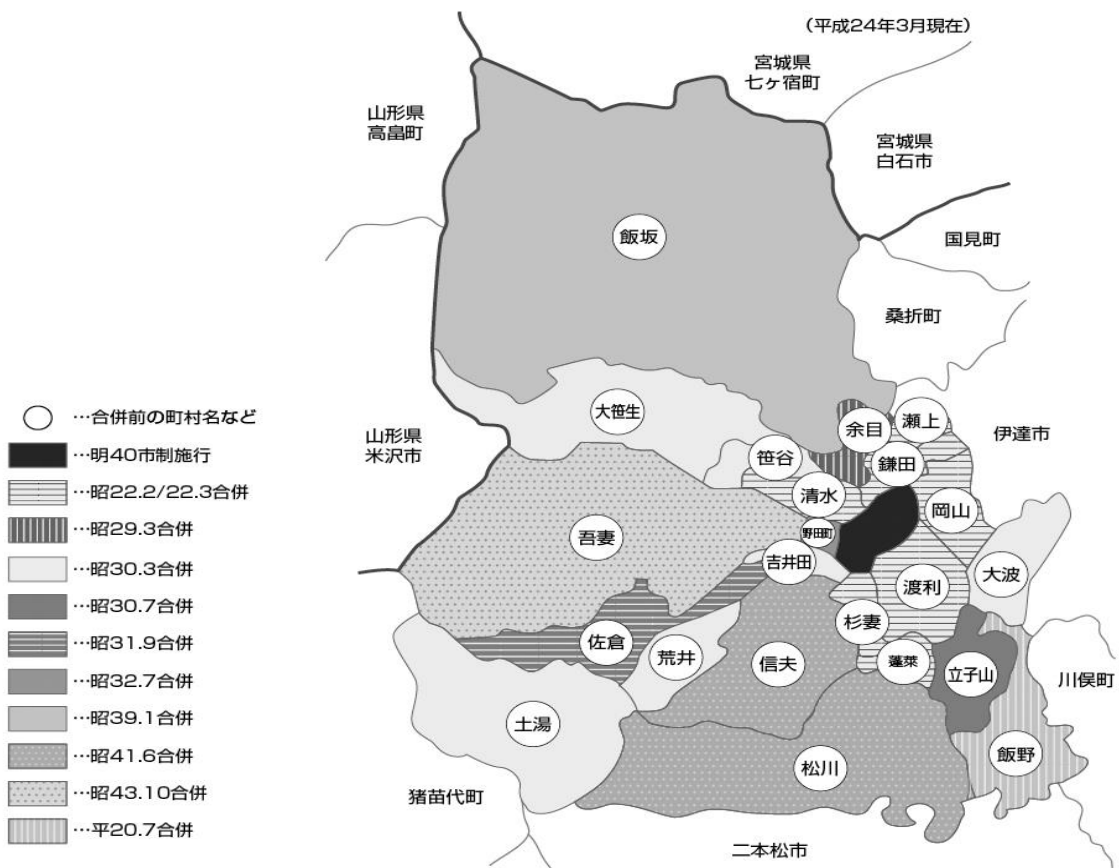
本市は、福島県中通り地方の北部に位置し、明治40年の市制施行から平成20年度まで数度の合併を経て767.72km<sup>2</sup>の広大な市域を有しています。

西は吾妻連峰、東はなだらかな丘陵状の里山の阿武隈高地に囲まれた福島盆地の中に開け、中心部には緑豊かな信夫山があります。また、荒川、松川、摺上川などの河川が阿武隈川に注いでいます。

交通網についてみると、東北新幹線が縦貫し、さらに山形新幹線の起点となっており、主要道路も東北縦貫自動車道、東北中央自動車道をはじめ国道などが東西南北に延びるなど、東北圏と中央圏、太平洋と日本海を結ぶ交通の結節点として重要な位置を占めています。

本市は、福島大学や福島学院大学などの教育機関があり、教育環境に恵まれています。また、福島県立医科大学や総合病院などがあり、医療施設や福祉施設が充実し、独自の子育て支援策や高齢者支援策などに積極的に取り組んでおり、県都として県内の政治・経済・教育・文化を牽引し、農業・工業・商業・観光などの産業がバランスよく発展した都市です。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災と、それに伴う福島第一原子力発電所事故による原子力災害から10年が経過しましたが、今後も継続的に復興に向けた取り組みを進めるとともに、令和2年度にNHK「連続テレビ小説」で昭和の音楽史を代表する福島市出身の作曲家・古関裕而をモデルとしたドラマの放映や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などといった、福島市が明るい話題で注目されるような取り組みを行うことが必要です。



(2) 人口の推移

①人口・世帯の推移

本市の総人口は平成13年以降、出生者数の減少、死亡などの自然動態と併せて、進学・就職による社会動態による減少傾向にあります。

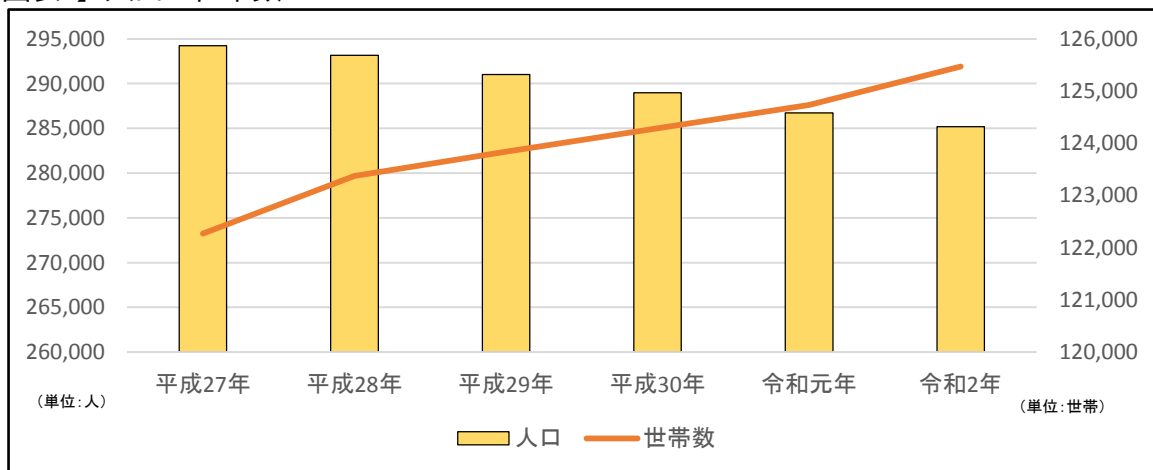
人口の減少とは対照的に、世帯数は増加し、1世帯当たりの平均人員が減少しており、核家族化が進行しています。

【図表1】 人口・世帯数・1世帯当たりの平均人員の推移 (各年10月1日現在)

年	区分	人口(人)			世帯数	1世帯当たりの平均人員
		総数	男性	女性		
平成27年		294,247	144,690	149,557	122,269	2.40
平成28年		293,181	144,249	148,932	123,375	2.38
平成29年		291,010	142,931	148,079	123,842	2.34
平成30年		288,992	141,869	147,123	124,287	2.33
令和元年		286,742	140,710	146,032	124,736	2.30
令和2年		285,196	139,927	145,269	125,469	2.27

資料：福島市の統計

【図表2】 人口と世帯数



資料：福島市の統計

【図表3】 人口動態 (単位：人)

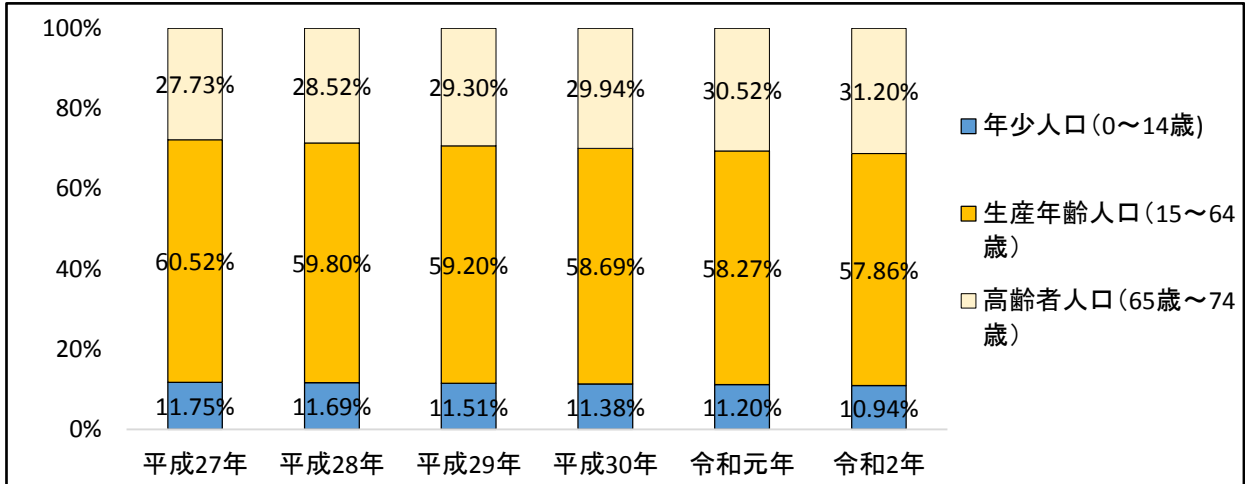
年	区分	年間 増△減	社会動態			自然動態		
			増△減	転入	転出	増△減	出生	死亡
平成27年		57	954	10,804	9,850	△ 897	2,255	3,152
平成28年		△ 1,535	△ 483	9,815	10,298	△ 1,052	2,094	3,146
平成29年		△ 2,044	△ 951	9,511	10,462	△ 1,093	2,077	3,170
平成30年		△ 2,163	△ 779	9,269	10,048	△ 1,384	1,889	3,273
令和元年		△ 2,155	△ 501	9,163	9,664	△ 1,654	1,753	3,407

資料：福島市の統計

②年齢階級別人口の推移

年齢階級別人口の推移をみると、総人口に占める年少人口、生産年齢人口の割合が減少し、高齢者人口の占める割合が増加する統計となっており、今後も少子高齢化が一層進行することが予想されます。

【図表4】年齢階級別人口割合（単位：％）

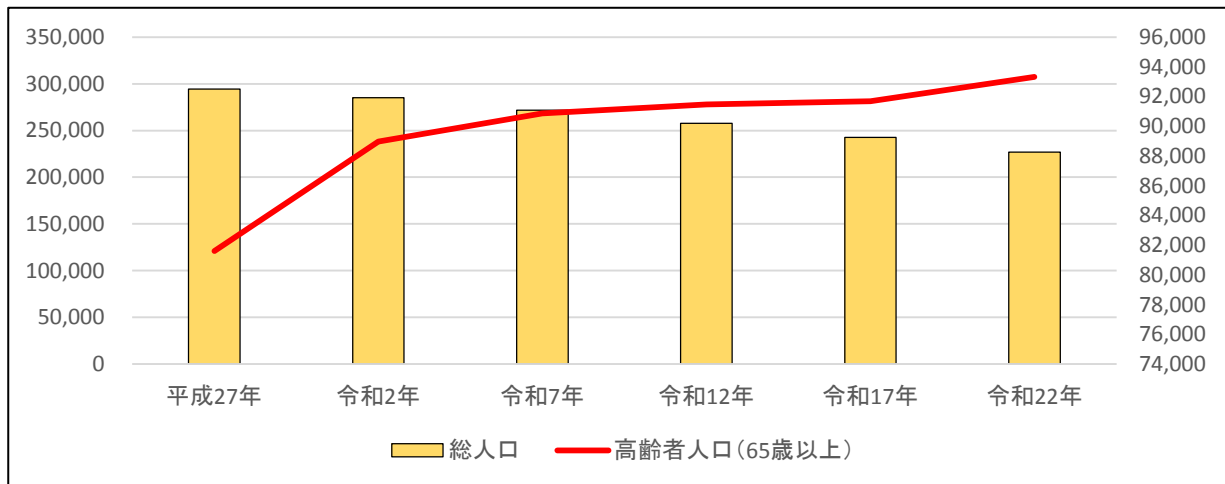


資料：福島市の推計人口

③人口ビジョン（2020年度改訂）

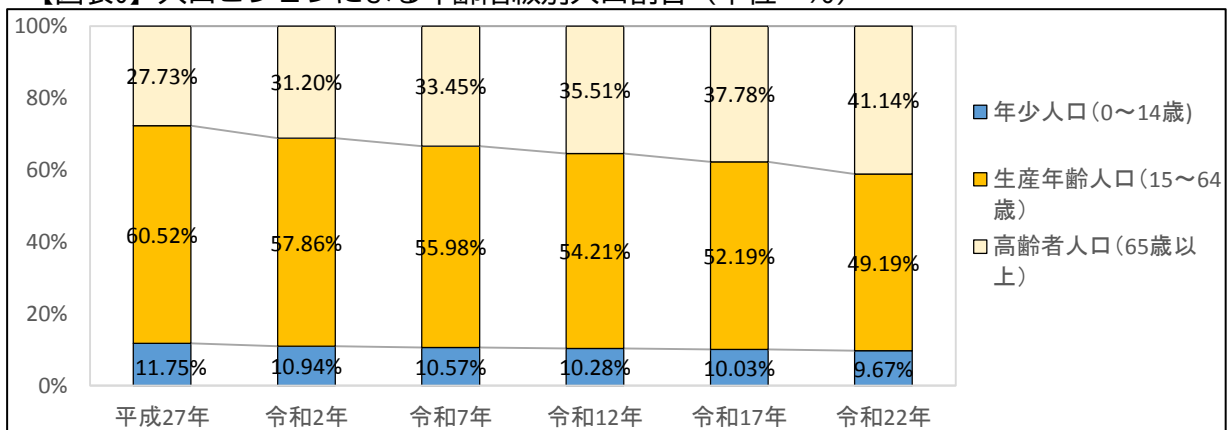
人口ビジョンにおいても、高齢者人口が増加する傾向となります。

【図表5】総人口と高齢者人口（単位：人）



資料：福島市人口ビジョン

【図表6】人口ビジョンによる年齢階級別人口割合（単位：％）



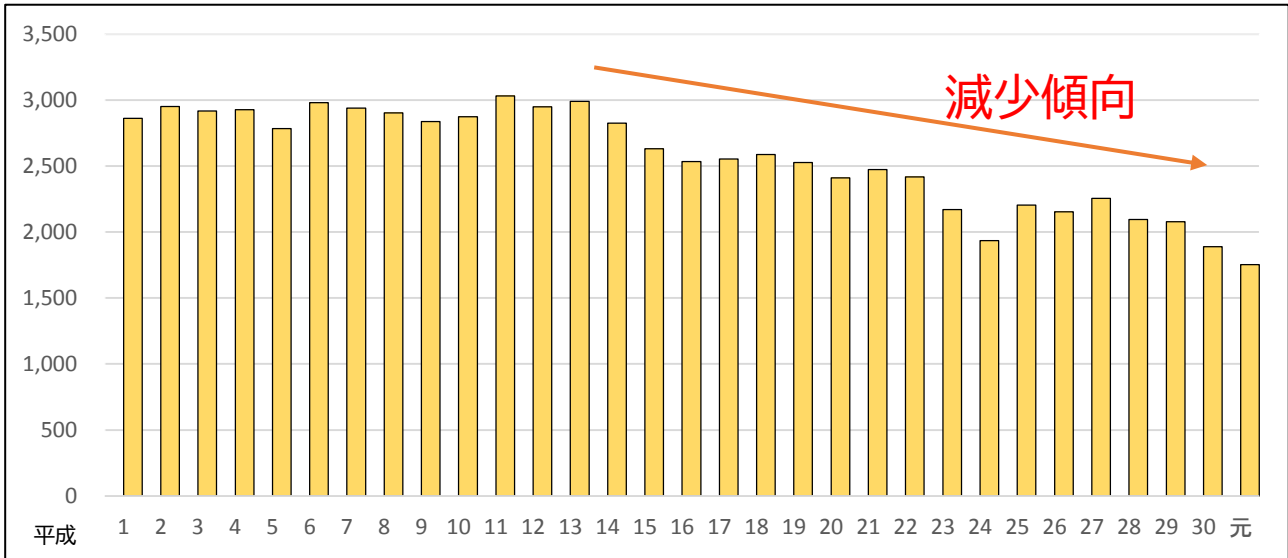
(3) 子どもの状況

①福島市における出生数の推移

少子化は全国的な問題となっており、本市においても出生数は昭和50年代には4,000人を超えていましたが、平成14年頃から減少傾向になっています。

東日本大震災後の平成24年は2,000人を下回り、平成27年は震災前の水準まで戻りましたが、平成30年以降は再び2,000人を下回っています。

【図表7】福島市における出生数の推移（単位：人）

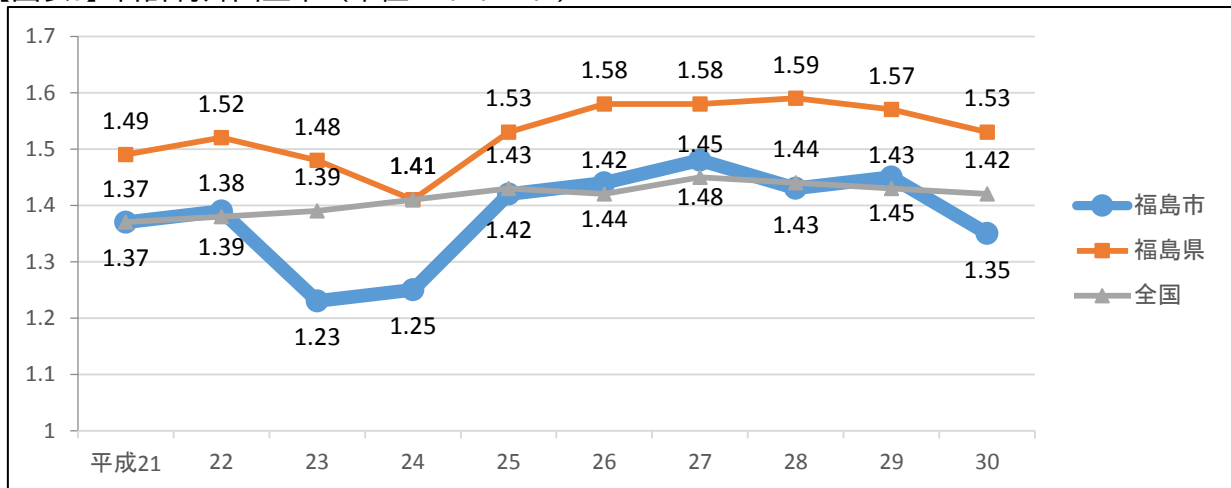


資料：福島市の人口動態

②合計特殊出生率

女性が一生の間（計算上15歳から49歳）に子どもを何人産むかを示す合計特殊出生率をみると、平成25年以降は1.4を下回ることはありませんでしたが、平成30年に1.35となっています。また、福島県と比較すると低い結果となっており、全国と比較すると同水準となっています。

【図表8】合計特殊出生率（単位：ポイント）



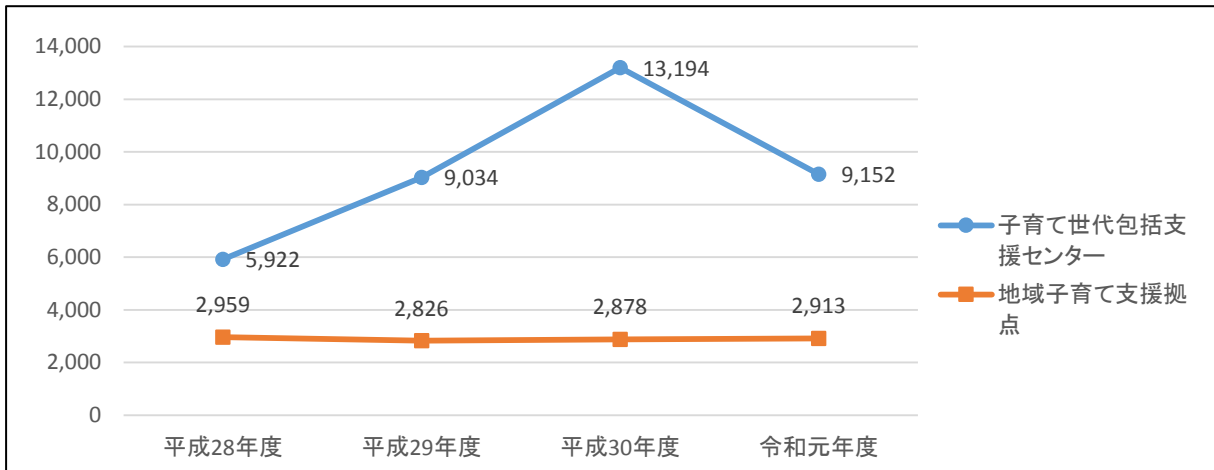
資料：健康推進課

③子育て相談件数の推移

本市の相談窓口である子育て世代包括支援センターへの相談件数は平成28年度の設置以降、平成30年度には13,194件となるなど、相談件数が多い傾向です。

また、地域子育て支援センターについては、平成28年度以降2,800件から2,900件程度で推移しています。

【図表9】各機関の子育て相談件数の推移（単位：件）

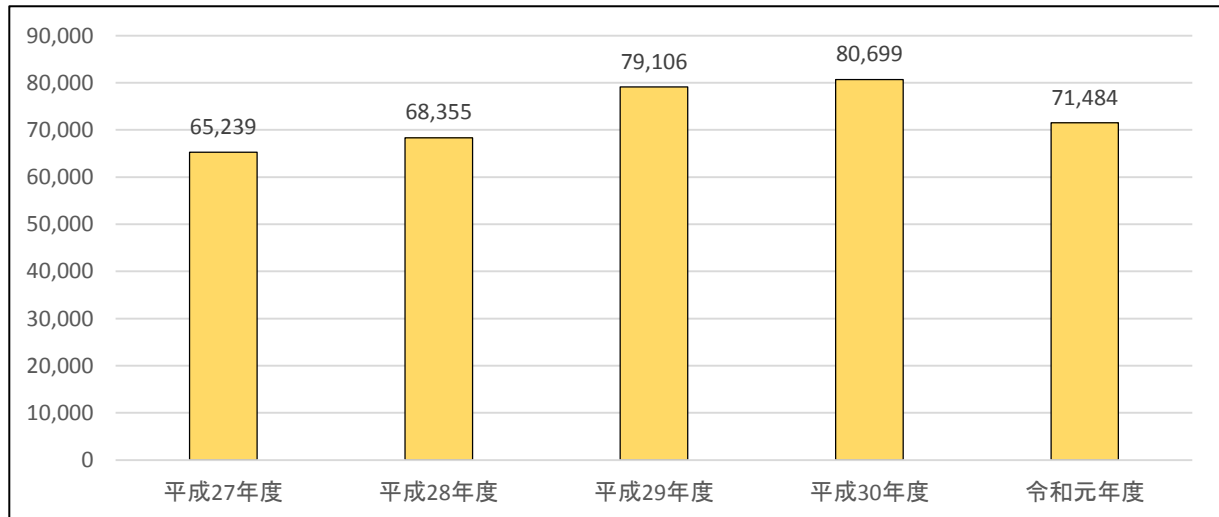


資料：福島市の福祉事業

④親子教室・交流活動参加者の推移（地域子育て支援センター）

地域子育て支援センターでの親子教室・交流活動参加者は、平成27年度の65,000人から増加傾向にあり平成30年度には80,000件を超えましたが、令和元年度については71,000件程度に減少となっています。

【図表10】地域子育て支援センターでの親子教室・交流活動参加者の推移（単位：人）

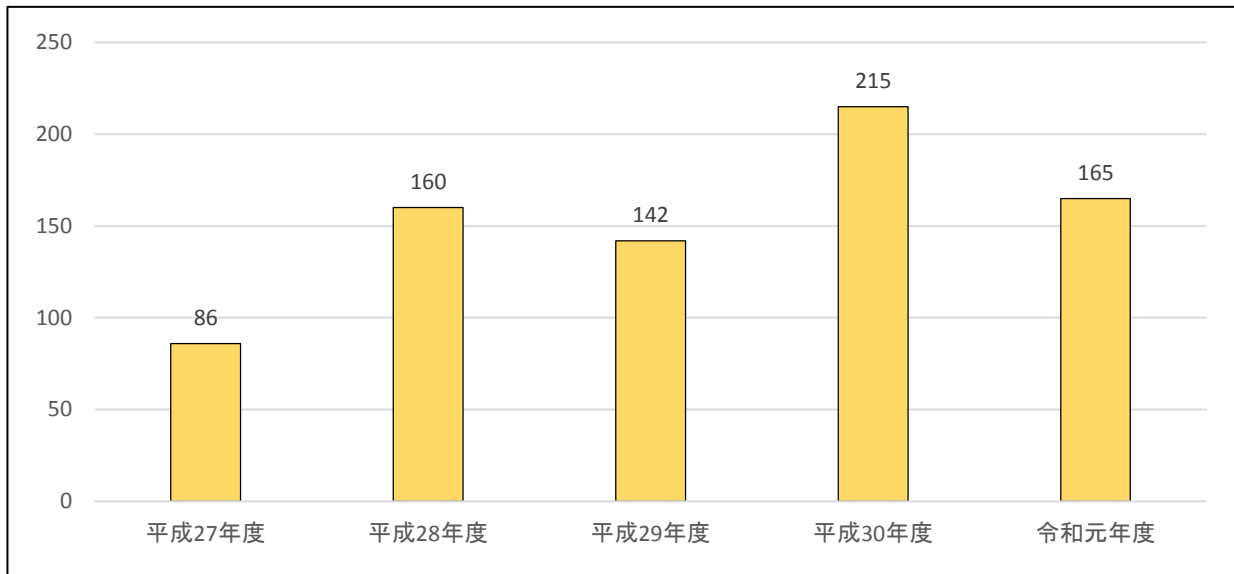


資料：福島市の福祉事業

⑤児童虐待相談件数

児童虐待の相談件数は、増加傾向にあり、平成30年度は215件となっています。

【図表11】 児童虐待相談件数の推移（単位：件）



資料：福島市の福祉事業



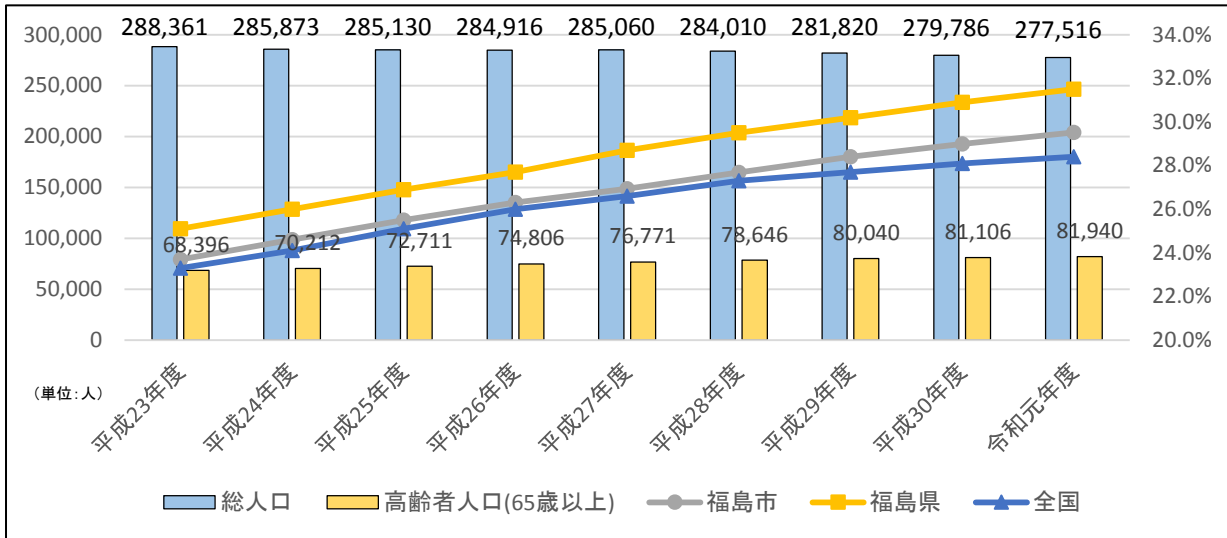
(4) 高齢者の状況

① 高齢者数、高齢化率の推移

本市の65歳以上の高齢者数は、平成23年度と比較し増加しており、人口に占める高齢者の割合も増加しております。

また、高齢化率は全国平均より高い水準で、県平均よりは低い水準で推移しています。

【図表12】 高齢者数、高齢化率の推移



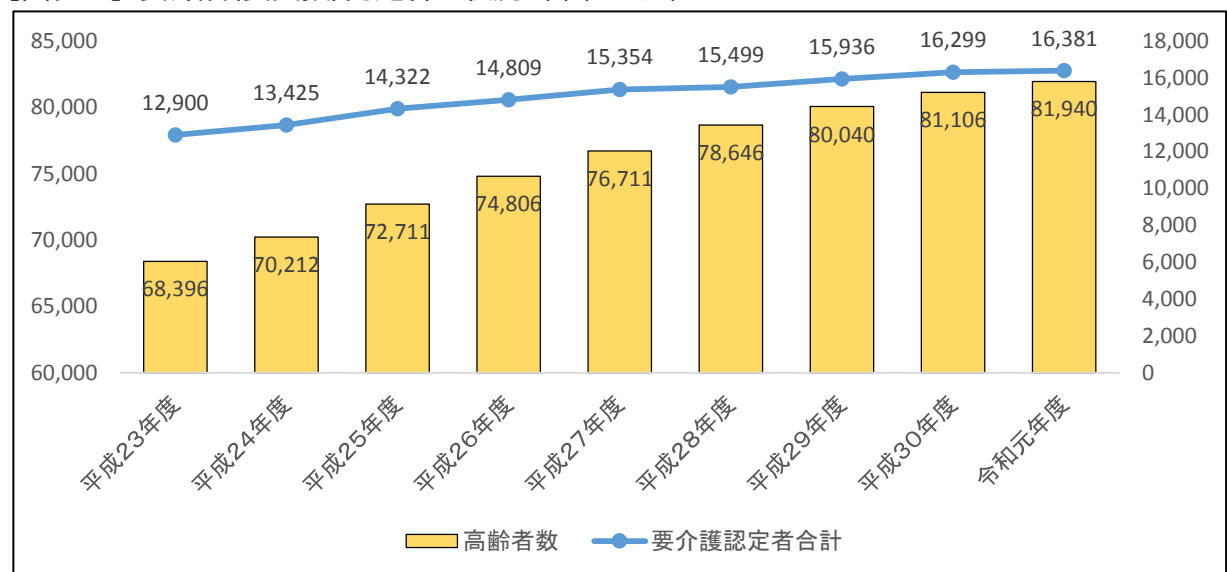
資料：長寿福祉課

② 要介護(要支援)認定者の状況

高齢者の増加に伴い、要介護認定者も増加しています。

要介護認定者については平成23年度から令和元年度までに27%増加しています。

【図表13】 要介護(要支援)認定者の状況 (単位：人)



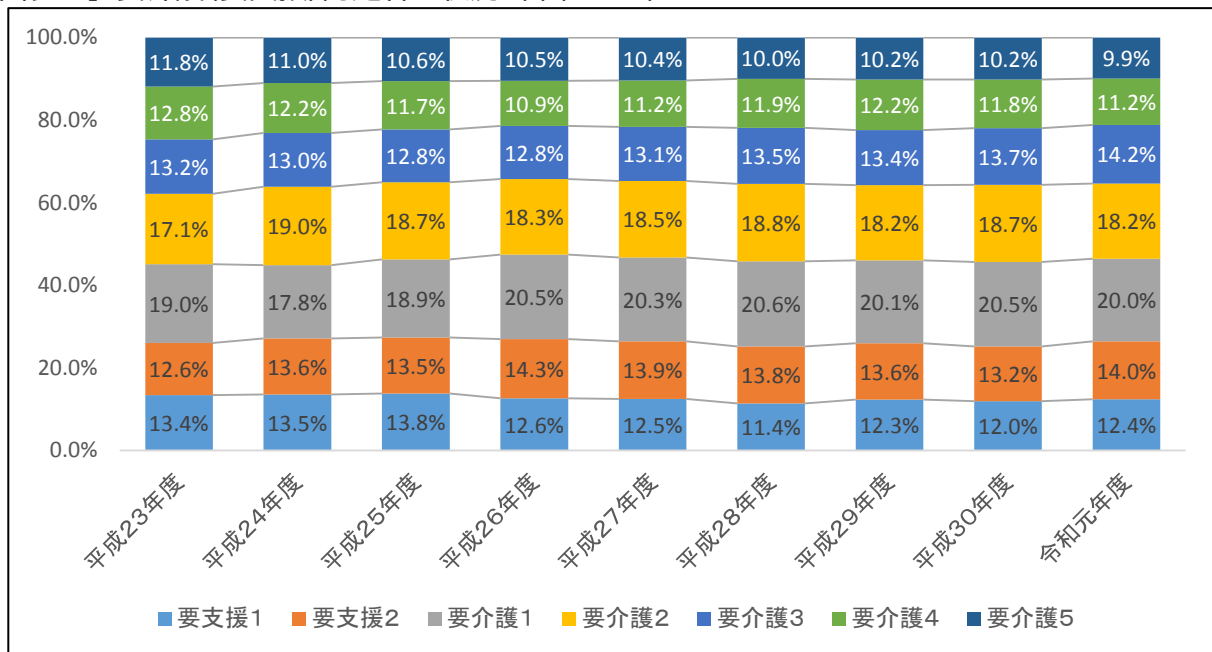
資料：長寿福祉課

【図表14】 要介護(要支援)認定者の状況 (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要支援1	1,730	1,819	1,980	1,869	1,921	1,770	1,967	1,950	2,030
要支援2	1,631	1,822	1,940	2,124	2,136	2,138	2,173	2,153	2,298
要介護1	2,457	2,383	2,703	3,030	3,124	3,190	3,196	3,337	3,279
要介護2	2,202	2,553	2,675	2,710	2,838	2,913	2,902	3,046	2,987
要介護3	1,700	1,739	1,831	1,902	2,016	2,093	2,129	2,234	2,322
要介護4	1,652	1,632	1,675	1,620	1,723	1,843	1,947	1,917	1,842
要介護5	1,528	1,477	1,518	1,554	1,596	1,552	1,622	1,662	1,623
要介護認定者合計	12,900	13,425	14,322	14,809	15,354	15,499	15,936	16,299	16,381
高齢者数	68,396	70,212	72,711	74,806	76,711	78,646	80,040	81,106	81,940

資料：長寿福祉課

【図表15】 要介護(要支援)認定者の状況 (単位：%)



資料：長寿福祉課

(5) 障がい者の状況

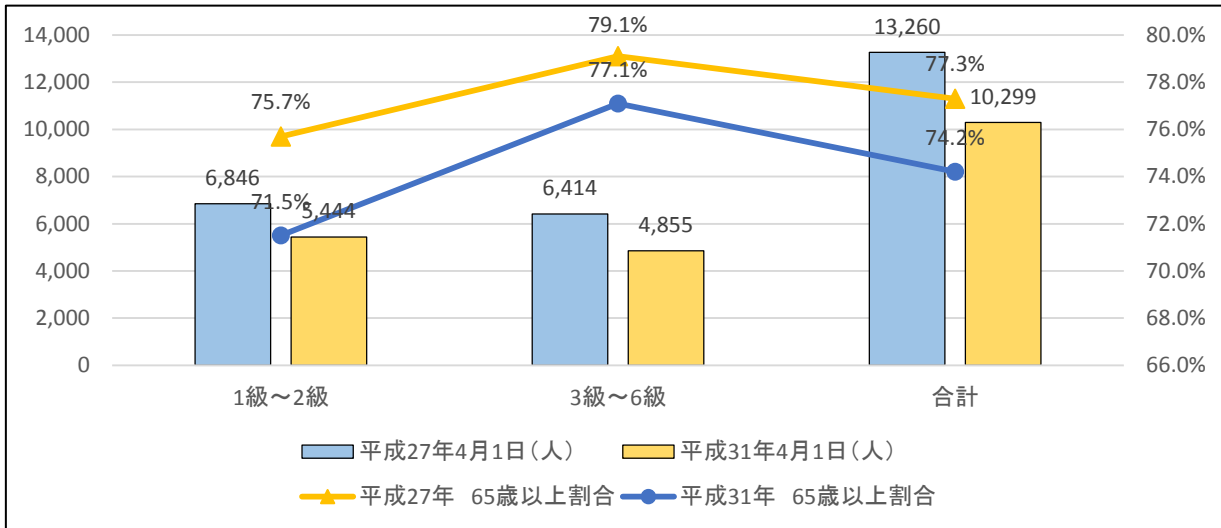
①身体障がい者数の推移

本市における身体障がい者手帳の所持者数は平成27年と比較して減少し、高齢化の傾向も低下しています。

平成31年4月1日現在身体障がい者数は10,299人で、同日現在の本市推計人口286,295人に占める割合は3.6%となっており、4年前と比較し2,961人減少しています。

身体障がい者全体に占める65歳以上の比率は、74.2%で、4年前から3.1ポイント減少しています。

【図表16】 身体障害者手帳所持者数と65歳以上の割合



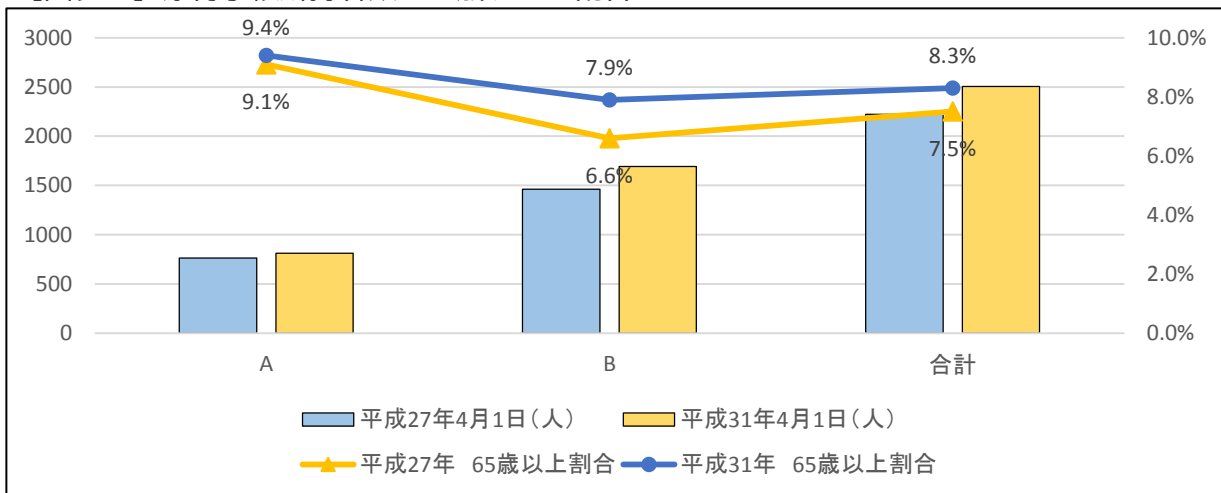
資料：障がい福祉課

②知的障がい者数の推移

平成31年4月1日現在、知的障がい者数は2,504人で、本市推計人口に占める割合は0.9%となっており、4年前と比較し281人増加しています。

知的障がい者全体に占める65歳以上の比率は、平成27年の7.5%から平成31年では8.3%へ増加しています。

【図表17】 療育手帳所持者数と65歳以上の割合



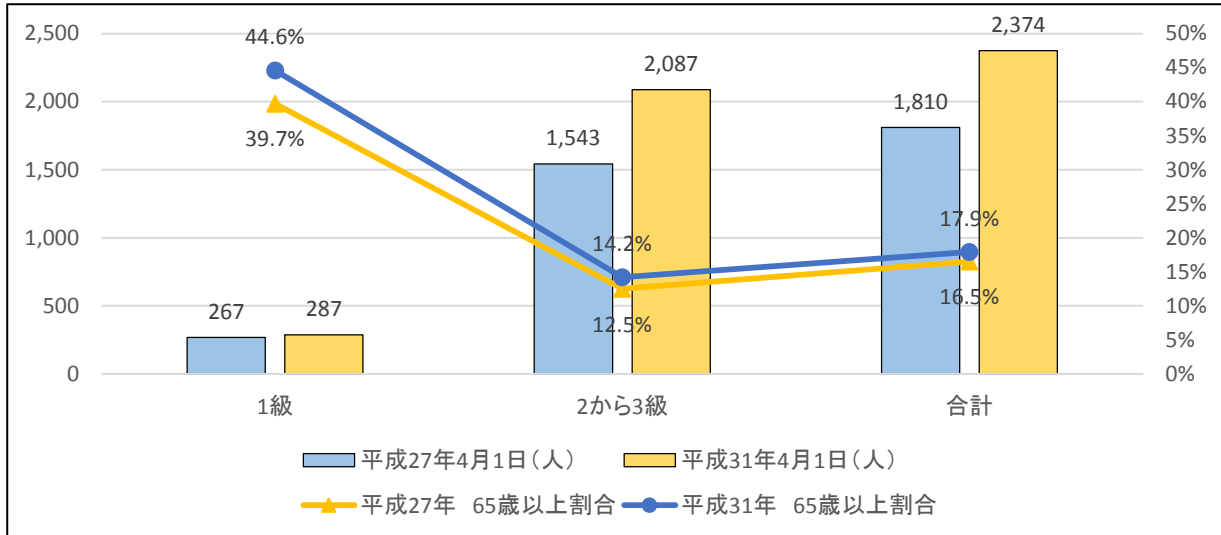
資料：障がい福祉課

③精神障がい者数の推移

平成31年4月1日現在、精神障がい者数は2,374人で、本市推計人口に占める割合は0.8%となっており、4年前と比較し277人増加しています。

精神障がい者全体に占める65歳以上の比率は平成27年の16.5%から平成31年では17.9%へ増加しています。

【図表18】精神障がい者保健福祉手帳所持者数と65歳以上の割合



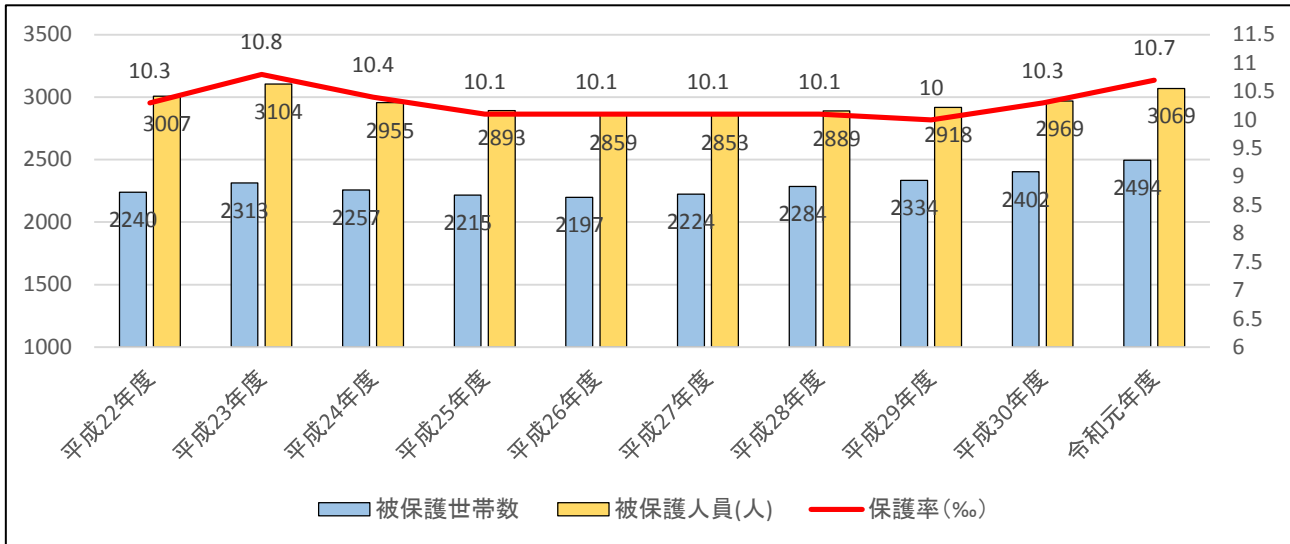
資料：障がい福祉課

(6) 生活困窮者の状況

①保護世帯の推移

本市の生活困窮者のうち被保護世帯は平成25年度以降横ばいでしたが、平成30年度より上昇傾向にあります。

【図表19】被保護世帯数・人数・保護率の推移

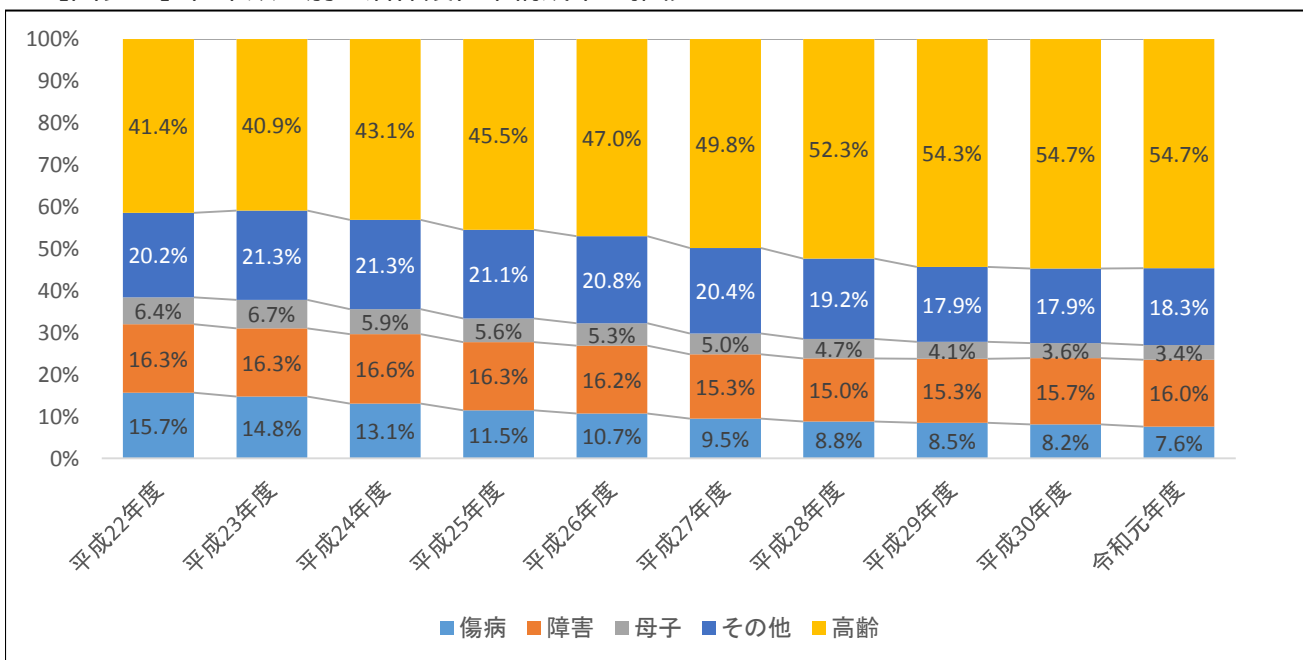


資料：生活福祉課

本市の生活保護世帯のうち、令和元年4月1日現在、高齢世帯が全体の54.7%となっています。

65歳以上の高齢世帯と失業者などのその他世帯が高い割合を占めています。

【図表20】世帯類型別生活保護世帯構成率の推移

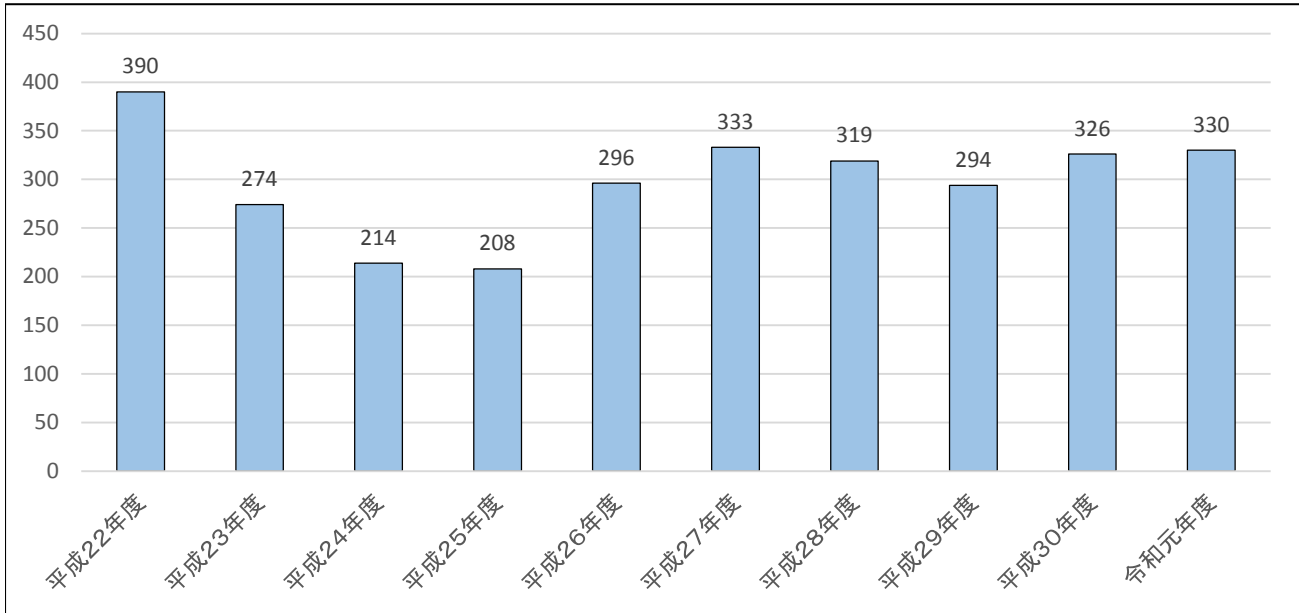


資料：生活福祉課

②生活保護申請件数の推移

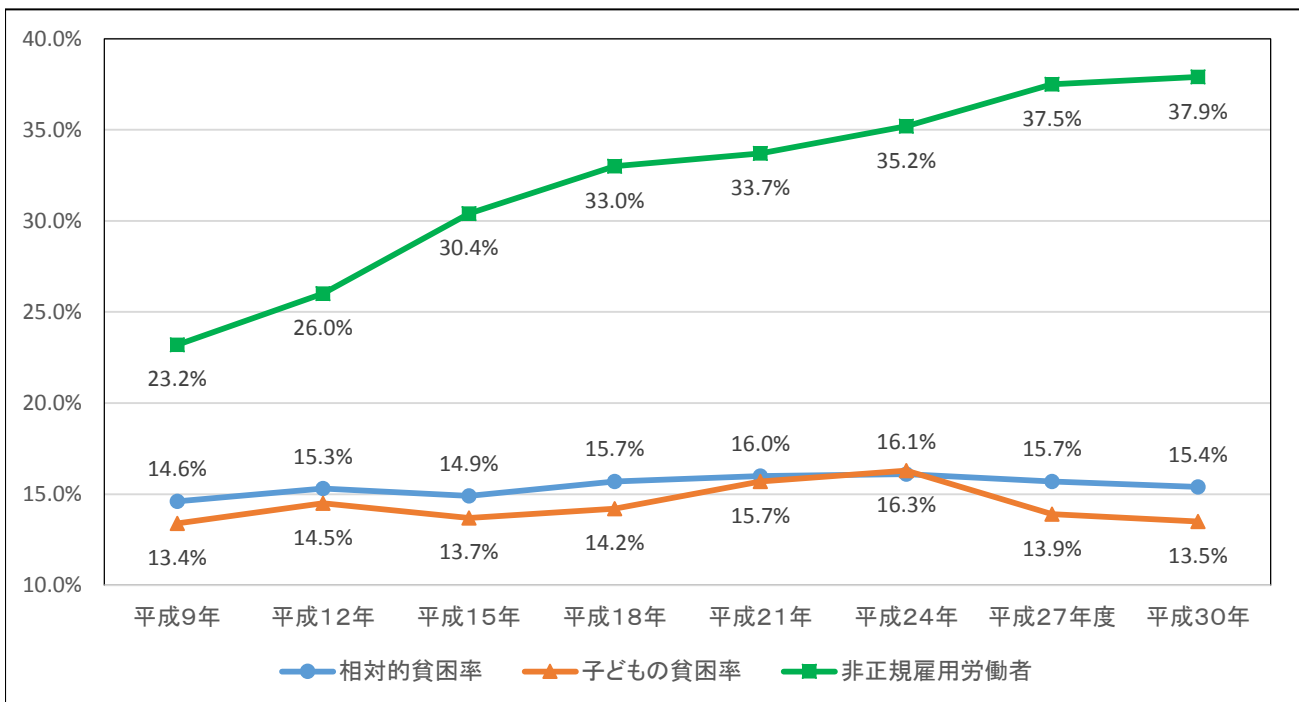
生活困窮者からの生活保護申請件数は、平成25年度まで減少傾向でしたが、平成26年度以降300件前後で推移しています。

【図表21】生活保護申請件数の推移（単位：件）



資料：生活福祉課

【図表22】全国の相対的貧困率・非正規雇用の年次推移



資料：総務省「労働力調査」、厚労省「国民生活基礎調査」

(7) 健康についての状況

①平均寿命と健康寿命

本市の男性の平均寿命は81.4歳で県・国と比較し長く、65歳健康寿命は17.52年です。  
女性の平均寿命は87.2歳、65歳健康寿命は20.58年です。

【図表23】 平均寿命と健康寿命

	男性			女性		
	福島市	福島県	全国	福島市	福島県	全国
平均寿命（歳）	81.4	80.12	80.77	87.2	86.4	87.01
65歳平均余命（年）	19.27	18.77	19.55	24.01	23.63	24.39
65歳健康寿命（年）	17.52	17.14	17.92	20.58	20.31	20.94
介護を要する期間（年）	1.74	1.63	1.63	3.44	3.33	3.45

資料：福島市（厚生労働省「平成27年市町村別生命表」）

福島県、全国（厚生労働省「平成27年都道府県別生命表」）

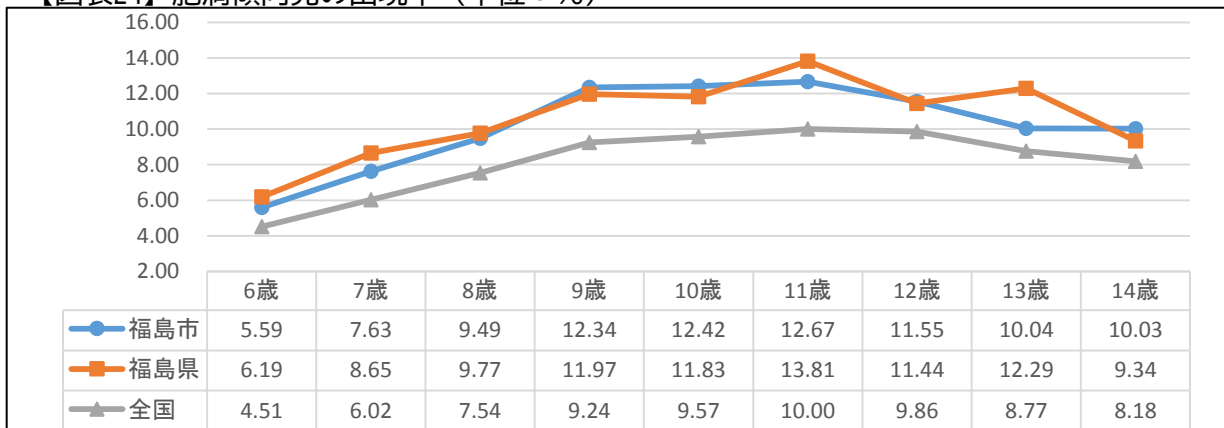
全国（厚生労働科学研究健康寿命のページ「都道府県別健康寿命（2010～2016年）」から転載）

福島県（「健康寿命の算定プログラム」を用い二次医療圏・市町村別の健康寿命の計算と同様に算出）

②子どもの肥満傾向

学校保健統計調査によると、本市の肥満傾向児の出現率は、国より高い傾向にあります。

【図表24】 肥満傾向児の出現率（単位：％）

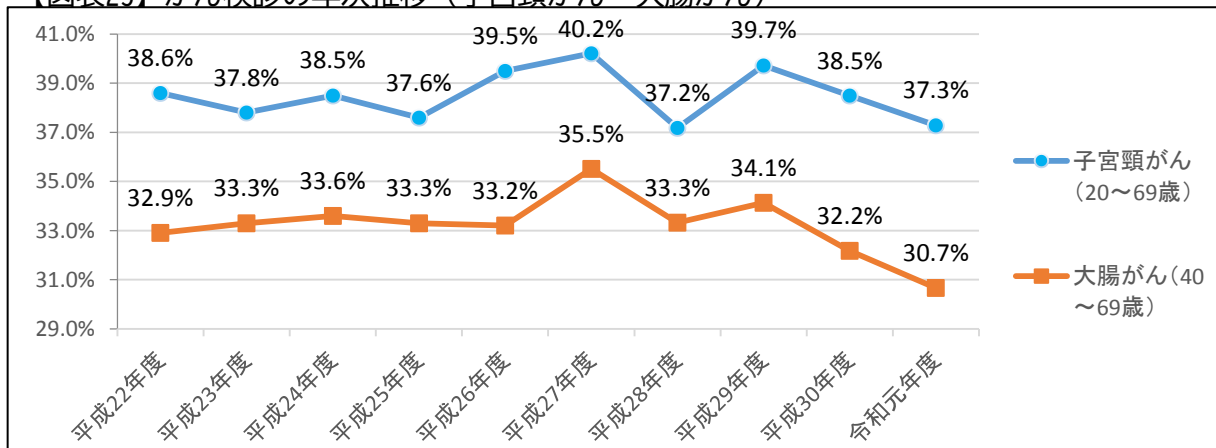


資料：学校保健統計調査（令和元年）

③がん検診受診者の年次推移

本市の子宮頸がん、大腸がん検診の受診率は、近年減少傾向にあります。

【図表25】 がん検診の年次推移（子宮頸がん・大腸がん）

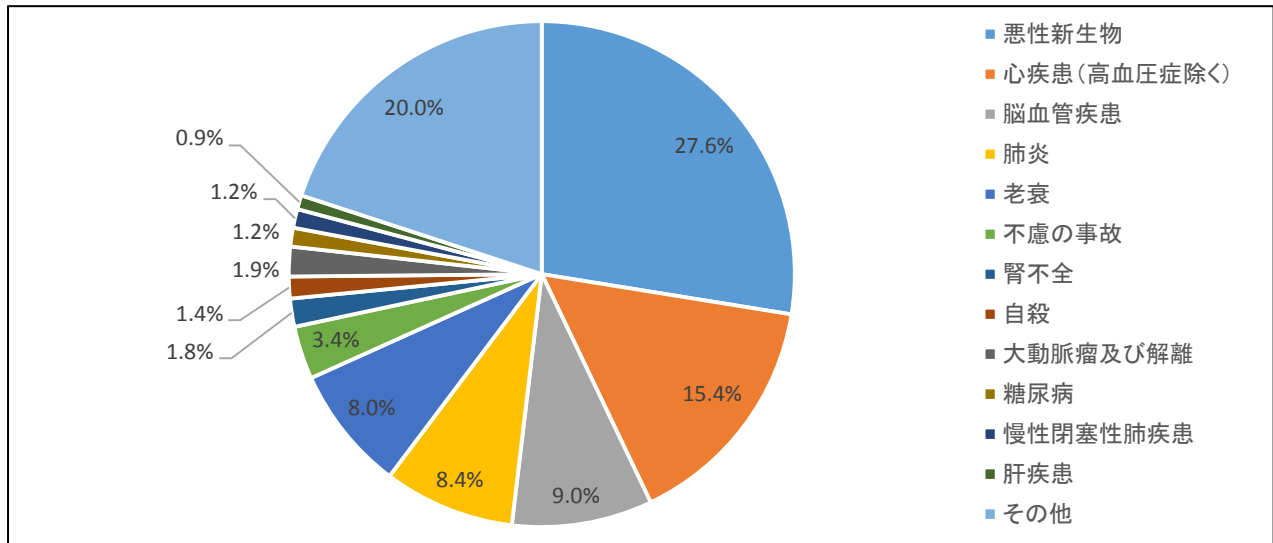


資料：健康推進課

④主要死因別死亡数割合

本市の平成28年の主要死因は、悪性新生物・心疾患・脳血管疾患の3疾患が52%を占めています。

【図表26】平成28年 主要死因別死亡数割合



資料：健康推進課

死亡率は、高齢者の多い地域では高くなり、若年者の多い地域では低くなる傾向があるため、標準化死亡比（SMR）という指標を使用し、年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができますようになります。

全国の死亡率を100とし、100より大きいときは全国よりも死亡比が高いことを意味します。

本市の標準化死亡比（SMR）は、全国と比較し男女とも急性心筋梗塞、脳血管疾患が高くなっています。

【図表27】標準死亡比（SMR）

男

	悪性新生物	急性心筋梗塞	心疾患 (急性心筋梗塞除く)	脳血管疾患	肺炎
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
福島県	100.7	211.5	91.9	118.9	95.7
福島市	98.0	210.3	88.6	107.1	84.3

女

	悪性新生物	急性心筋梗塞	心疾患 (急性心筋梗塞除く)	脳血管疾患	肺炎
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
福島県	97.6	200.8	80.7	126.7	91.4
福島市	98.6	197.0	77.4	117.6	89.7

資料：健康推進課



## 地区懇談会の開催状況

### （１）開催の趣旨

地区懇談会は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉計画に地域の考えなどを反映するために行います。

市では、令和元年10月7日から12月18日まで、26地区25会場で実施し、各地区の代表者である町内会長や民生委員・児童委員、小中学校などの父母、地域の社会福祉施設、ボランティア団体など、地域の様々な方が集まって懇談会を開催しました。



【第3方部地区懇談会の様子】

### （２）地区懇談会の流れ

地区懇談会は、全体で1時間30分、地域の方に座長をお願いして下記のような流れで進行了しました。

地域の方々から様々なご意見をいただきました。

①計画の概要説明  
(地域福祉計画2016)



②市の中間評価の説明  
(地域福祉計画2016)



③グループワーク  
(次期計画策定に向けて)



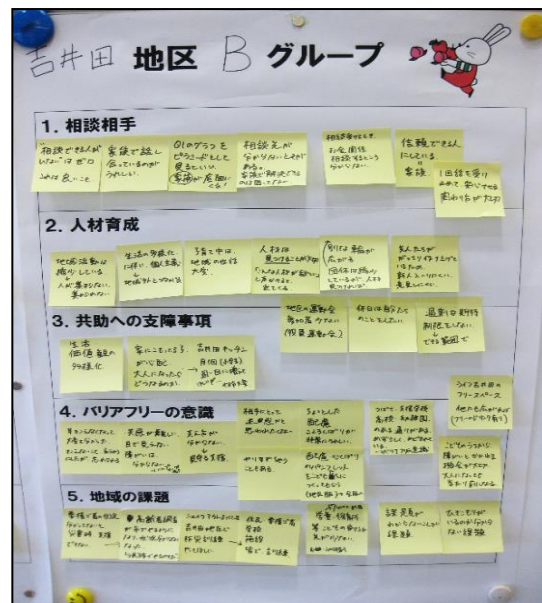
④グループワーク結果報告



⑤座長による総括



【吉井田地区懇談会の様子】



【地域の方々からのご意見の例】

## (3) 参加状況

開催日	開会時間	地区名	場所	対象者数	参加人数	出席率
10月7日	午前10時	飯野地区	飯野支所	26	17	65.4%
10月10日	午前10時	松川地区	松川支所	51	23	45.1%
10月15日	午前10時	吾妻地区	吾妻支所	49	35	71.4%
10月23日	午前10時	西地区	西支所	44	27	61.4%
10月28日	午後2時	渡利地区	渡利支所	32	20	62.5%
10月29日	午前10時	北信地区（瀬上）	北信支所	64	18	28.1%
10月29日	午後2時	北信地区（余目）	北信支所	66	31	47.0%
10月30日	午前10時	北信地区（鎌田）	北信支所	59	34	57.6%
11月1日	午後2時	大波地区	大波集会所	28	19	67.9%
11月6日	午後2時	吉井田地区	吉井田支所	47	37	78.7%
11月7日	午前10時	蓬萊地区	蓬萊学習センター	32	20	62.5%
11月11日	午前10時	信陵地区	信陵支所	43	19	44.2%
11月12日	午後2時	土湯温泉町地区	土湯温泉町支所	38	11	28.9%
11月15日	午前10時	清水地区	清水支所	41	38	92.7%
11月15日	午後7時	立子山地区	立子山支所	48	24	50.0%
11月19日	午前10時	第五地区	清明小学校	20	19	95.0%
11月20日	午前10時	信夫地区	信夫支所	60	40	66.7%
11月21日	午前10時	東部地区	東部支所	68	33	48.5%
11月21日	午後1時30分	第一地区	ウイズもとまち	20	15	75.0%
11月22日	午前10時	飯坂地区・茂庭地区	飯坂支所	84	49	58.3%
11月28日	午後2時	第六地区	三河台学習センター	74	45	60.8%
11月29日	午後1時	第三地区	松浪町町会会議室	29	27	93.1%
12月2日	午前10時	第二地区	保健福祉センター	52	19	36.5%
12月2日	午前10時	第四地区	保健福祉センター	31	16	51.6%
12月18日	午前10時	杉妻地区	杉妻支所	43	35	81.4%
合計				1,149	671	58.4%

## ①「相談ごと」についてのご意見

- ・民生委員や町内会役員が相談を受けた場合に、どこに繋いでよいか分からない
- ・家族や知人など知り合いがいない人を、どうしていけばよいか分からない

## ②「地域での見守り」についてのご意見

- ・地域で見守るためには情報が必要だが、どの世帯が見守りを必要としているかが分からない
- ・個人情報の問題があり、地域で連携が十分取れないことがある

## ③「交通手段」についてのご意見

- ・高齢化の進行で地域（特に、遠隔地）で交通手段が不足している
- ・ももりんシルバーパスポート※1などの制度もあるがバス停まで行けない距離に住んでいると困ってしまう

## ④「人材育成」についてのご意見

- ・子どもの頃からボランティア活動などの福祉的活動や、それぞれの地域で開催されている地域活動に参加することが重要
- ・障がいのある方や高齢者に関する教育について、子どもの頃から当たり前に関し、交流する機会が重要

## ⑤「バリアフリーの意識」についてのご意見

- ・困っている方を「助けたい」気持ちはあるがどの人にどんなことが出来るか分からない
- ・「助ける」以前に、困っているのか、困っていないのかが分からない

## 市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

### （1）アンケートの概要

福島市地域福祉計画2021策定に向け、地区懇談会のほか、地域やその地域に居住する住民の生活課題を的確に把握し、地域ごとの多様なニーズを計画に反映するため、市民アンケートや次世代向けアンケートを実施しました。

#### ①市民アンケートの概要

- ・対象者数  
市内在住者2,500人（地区、年齢別按分で対象者抽出）
- ・実施期間  
令和元年10月18日～11月8日
- ・回答者数  
1,108人（回答率 44.32%）

#### ②次世代向けアンケート

- ・対象者数150人（福島大学、福島学院大学、桜の聖母短期大学の生徒）
- ・回答者数  
福島大学 46人      福島学院大学 20人      桜の聖母短期大学 44人  
合計110人

### （2）市民アンケートの結果概要

市民アンケートでの主なご意見や今後の課題は、次の通りです。

#### ①「地域における支え合いの促進」に関するご意見

- ・ひとり暮らし世帯（認知症高齢者も含む）への施策の充実
- ・「互いに助け合える」ご近所づきあいをつくるのが大切
- ・祭りや運動会などの地域イベントの開催により、地域活動を活性化することが大切
- ・災害時の対応に関して、官民連携での取組みを充実することが大切  
加えて、東日本大震災・福島原子力発電所の事故の経験を風化させないことも大切
- ・個々人の心身ともに健康であることが基本であることから、現在、取り組んでいる「健都ふくしま創造事業」に取り組むことが大切 など

#### ②「誰にでもやさしいまちづくりの推進」に関するご意見

- ・学校などとの連携を含め、「心のバリアフリー」に関する事業の充実
- ・高齢者（ひとり暮らしや認知症高齢者を含む）の見守り体制の充実
- ・地域の交通手段の確保 など

#### ③「包括的な相談体制とサービス提供体制の構築」に関するご意見

- ・支所や地域包括支援センターなどとの連携によるスムーズな相談体制の構築
- ・「相談できる人がいない方」への支援の充実
- ・市政だよりや回覧板による広報に加え、SNSなどを活用した情報発信の充実
- ・福島市社会福祉協議会やNPO法人との連携の充実 など

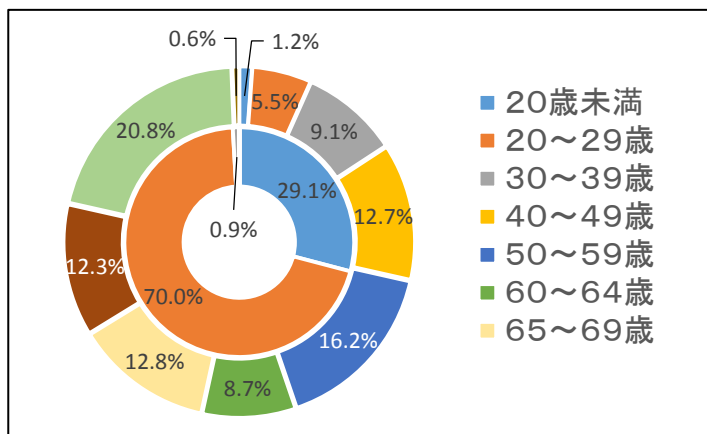
## (3) アンケート内容

アンケートの内容は下記のとおりです。

円グラフの内側は次世代向け、外側は全世代向けのアンケート結果になります。

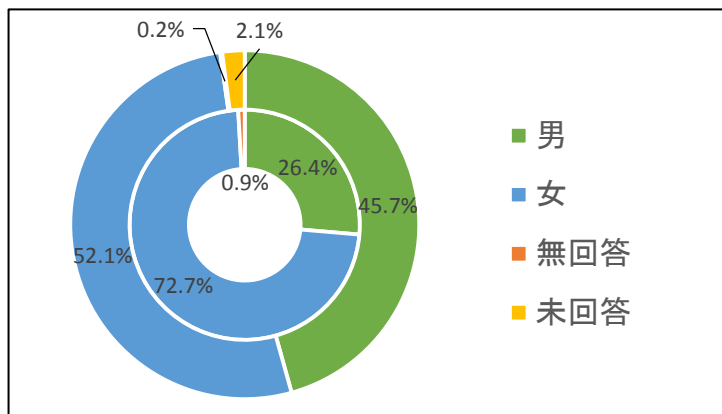
## ①年齢を教えてください。

	次世代	全階層
20歳未満	32	13
20～29歳	77	61
30～39歳	1	101
40～49歳	0	141
50～59歳	0	180
60～64歳	0	96
65～69歳	0	142
70～74歳	0	136
75歳以上	0	231
未回答	0	7
合計	110	1,108



## ②性別を教えてください。

	次世代	全階層
男	29	506
女	80	577
無回答	1	2
未回答	0	23
合計	110	1,108



## ③お住まいの地区を教えてください。

	回答者	地区別対象者	地区別回答率(%)
中央地区（旧市内）	146	328	44.5
渡利地区	67	138	48.6
杉妻地区	42	116	36.2
蓬萊地区	49	107	45.8
清水地区	113	287	39.4
東部・大波地区	56	111	50.5
北信地区	121	271	44.6
吉井田地区	51	116	44.0
西・土湯地区	35	85	41.2
信陵地区	75	130	57.7
立子山地区	9	28	32.1
飯坂・茂庭地区	73	185	39.5
松川地区	60	130	46.2
信夫地区	81	200	40.5
吾妻地区	77	203	37.9
飯野地区	35	65	53.8
未回答	18		
合計	1,108	2,500	

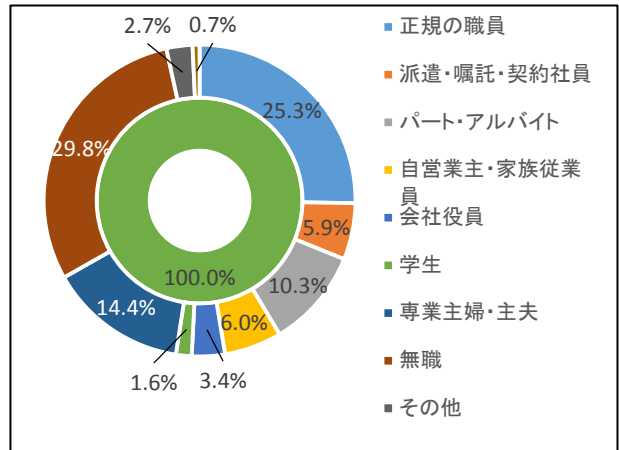
# 資料編

## 市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

資料編（市民アンケート）

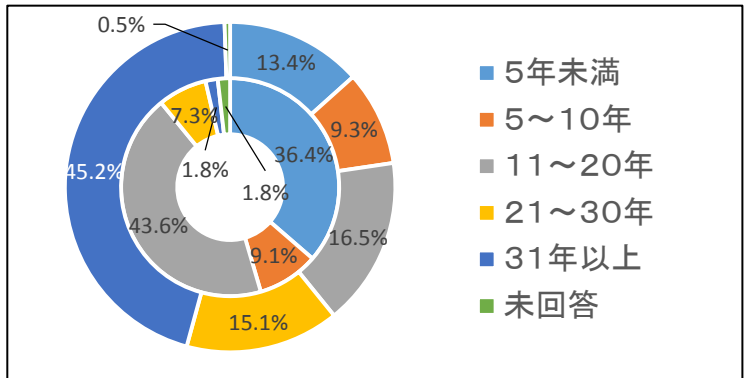
④職業を教えてください。（○は1つだけ）  
※複数該当する方は、主に就業している職業のみ

	次世代	全階層
正規の職員	0	280
派遣・嘱託・契約社員	0	65
パート・アルバイト	0	114
自営業主・家族従業員	0	66
会社役員	0	38
学生	110	18
専業主婦・主夫	0	159
無職	0	330
その他	0	30
未回答	0	8
合計	110	1,108



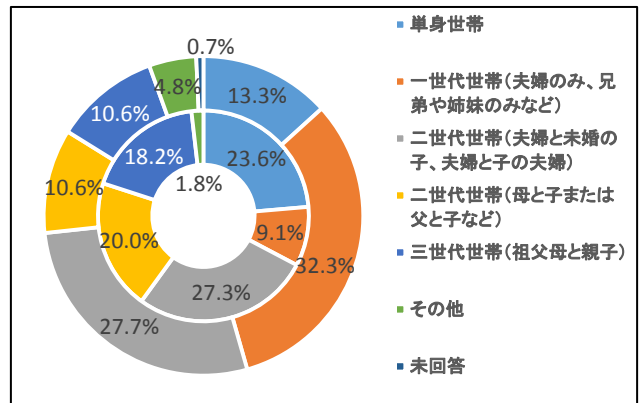
⑤現在、お住まいの地区には何年住んでいますか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
5年未満	40	148
5～10年	10	103
11～20年	48	183
21～30年	8	167
31年以上	2	501
未回答	2	6
合計	110	1,108



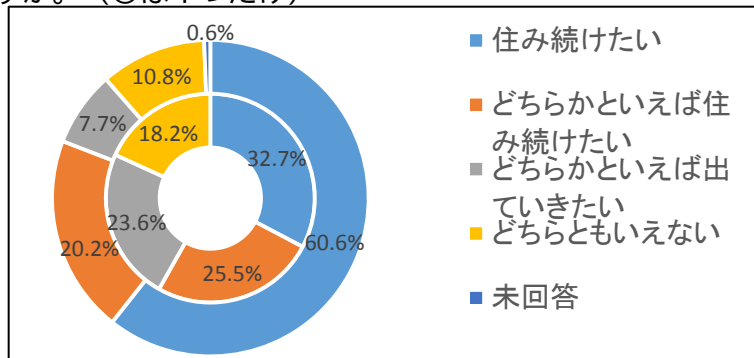
⑥世帯構成を教えてください。（○は1つだけ）

	次世代	全域
単身世帯	26	147
一世代世帯（夫婦のみ、兄弟や姉妹のみなど）	10	358
二世代会世帯（夫婦と未婚の子、夫婦と子の夫婦）	30	307
二世代会世帯（母と子または父と子など）	22	117
三世代会世帯（祖父母と親子）	20	118
その他	2	53
未回答	0	8
合計	110	1,108



⑦今後も現在の地区に住み続けたいですか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
住み続けたい	36	672
どちらかといえば住み続けたい	28	224
どちらかといえば出ていきたい	26	85
どちらともいえない	20	120
未回答	0	7
合計	110	1,108

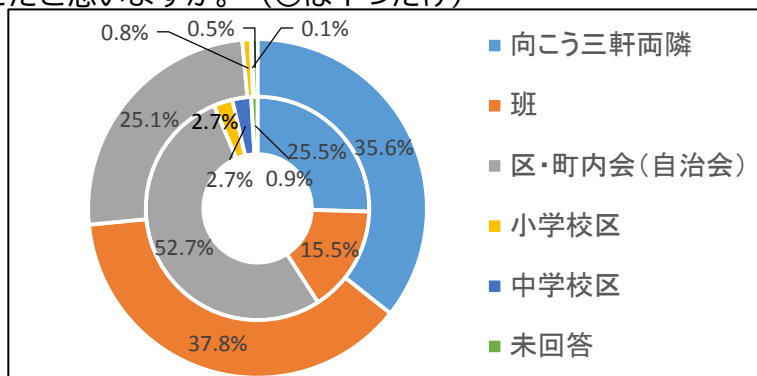


# 資料編

## 市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

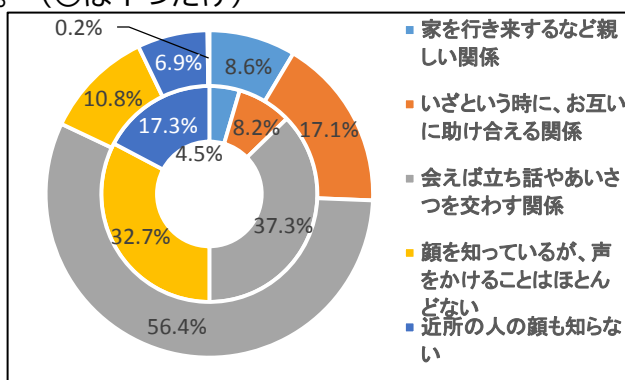
⑧「近所」とはどのような範囲のことだと思いますか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
向こう三軒両隣	28	395
班	17	419
区・町内会（自治会）	58	278
小学校区	3	9
中学校区	3	1
未回答	1	6
合計	110	1,108



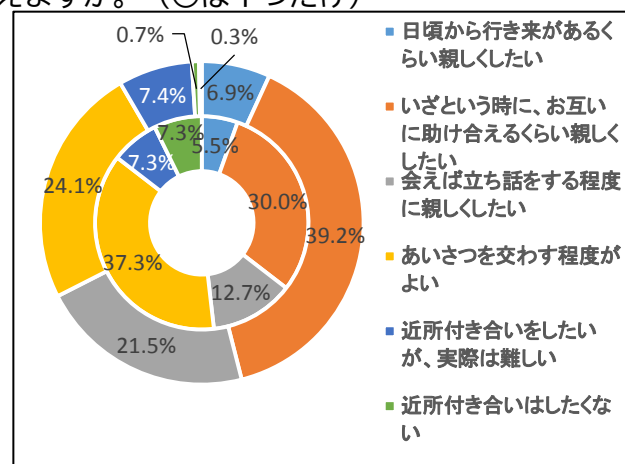
⑨近所の人とどの程度お付き合いがありますか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
家を行き来するなど親しい関係	5	95
いざという時に、お互いに助け合える関係	9	189
会えば立ち話やあいさつを交わす関係	41	625
顔を知っているが、声をかけることはほとんどない	36	120
近所の人顔も知らない	19	77
未回答	0	2
合計	110	1,108



⑩今後の近所付き合いについて、どのように考えますか。（○は1つだけ）

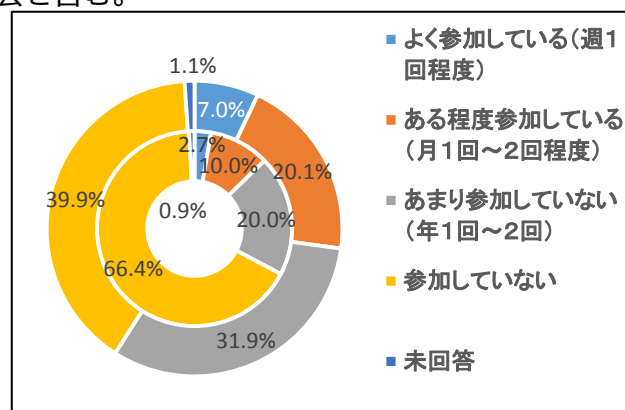
	次世代	全域
日頃から行き来があるくらい親しくしたい	6	76
いざという時に、お互いに助け合えるくらい親しくしたい	33	434
会えば立ち話をする程度に親しくしたい	14	238
あいさつを交わす程度がよい	41	267
近所付き合いをしたいが、実際は難しい	8	82
近所付き合いはしたくない	8	8
未回答	0	3
合計	110	1108



⑪現在、地域活動にどの程度参加していますか。（○は1つだけ）

※地域の方とふれ合う機会：サロンや趣味等の会を含む。

	次世代	全域
よく参加している（週1回程度）	3	78
ある程度参加している（月1回～2回程度）	11	223
あまり参加していない（年1回～2回）	22	353
参加していない	73	442
未回答	1	12
合計	110	1108



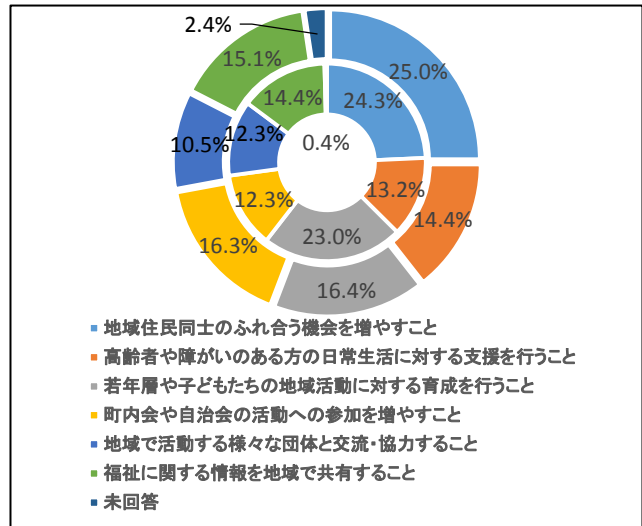
# 資料編

## 市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

資料編（市民アンケート）

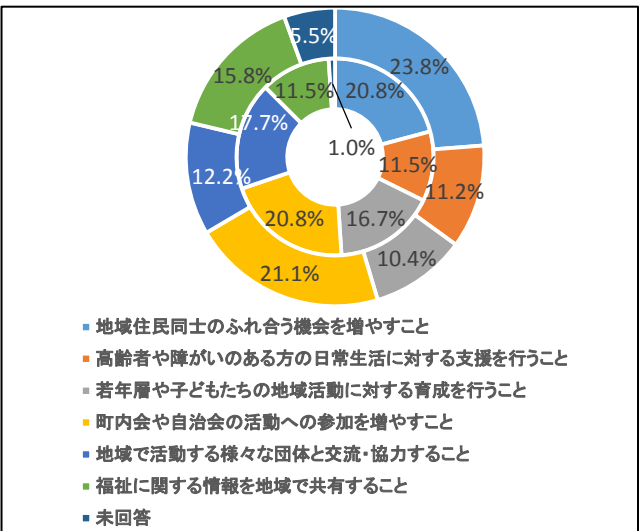
⑫地域住民同士が協力しながら地域づくりを進めるために、どのような取組みが必要 だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	全域
地域住民同士のふれ合う機会を増やすこと	59	550
高齢者や障がいのある方の日常生活に対する支援を行うこと	32	317
若年層や子どもたちの地域活動に対する育成を行うこと	56	360
町内会や自治会の活動への参加を増やすこと	30	358
地域で活動する様々な団体と交流・協力すること	30	230
福祉に関する情報を地域で共有すること	35	332
未回答	1	52
合計	243	2,199



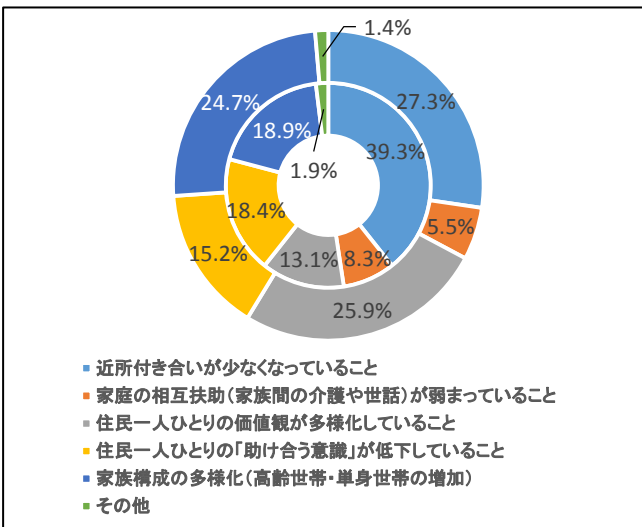
⑬地域住民同士が助け合う地域づくりを進めるために、あなたはどのようなことができますか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	全域
地域住民同士のふれ合う機会を増やすこと	40	451
高齢者や障がいのある方の日常生活に対する支援を行うこと	22	213
若年層や子どもたちの地域活動に対する育成を行うこと	32	197
町内会や自治会の活動への参加を増やすこと	40	401
地域で活動する様々な団体と交流・協力すること	34	231
福祉に関する情報を地域で共有すること	22	299
未回答	2	105
合計	192	1,897



⑭地域住民同士が助け合える地域づくりの課題となることはどのようなことですか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	全域
近所付き合いが少なくなっていること	81	620
家庭の相互扶助（家族間の介護や世話）が弱まっていること	17	124
住民一人ひとりの価値観が多様化していること	27	588
住民一人ひとりの「助け合う意識」が低下していること	38	345
家族構成の多様化（高齢世帯・単身世帯の増加）	39	561
その他	4	31
合計	206	2,269

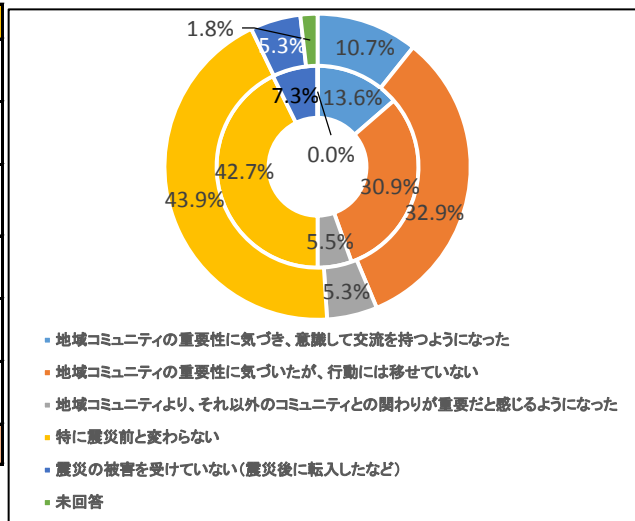


# 資料編

## 市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

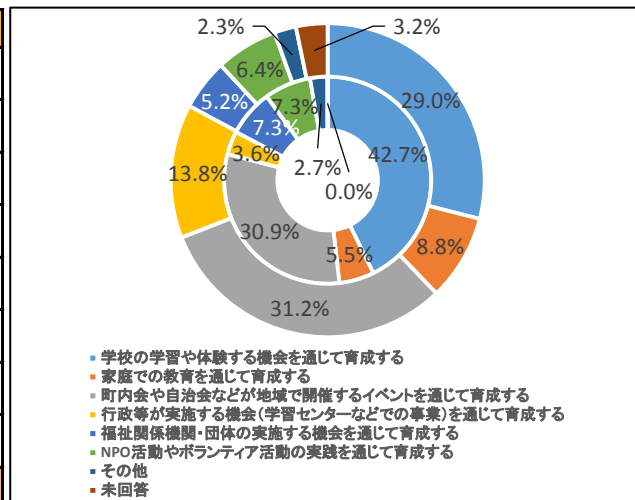
⑮東日本大震災を経験したことで日常の近所付き合いに対する考え方に変化はありましたか。  
（○は1つだけ）

	次世代	全域
地域コミュニティの重要性に気づき、意識して交流を持つようになった	15	119
地域コミュニティの重要性に気づいたが、行動には移せていない	34	365
地域コミュニティより、それ以外のコミュニティとの関わりが重要だと感じるようになった	6	59
特に震災前と変わらない	47	486
震災の被害を受けていない（震災後に転入したなど）	8	59
未回答	0	20
合計	110	1,108



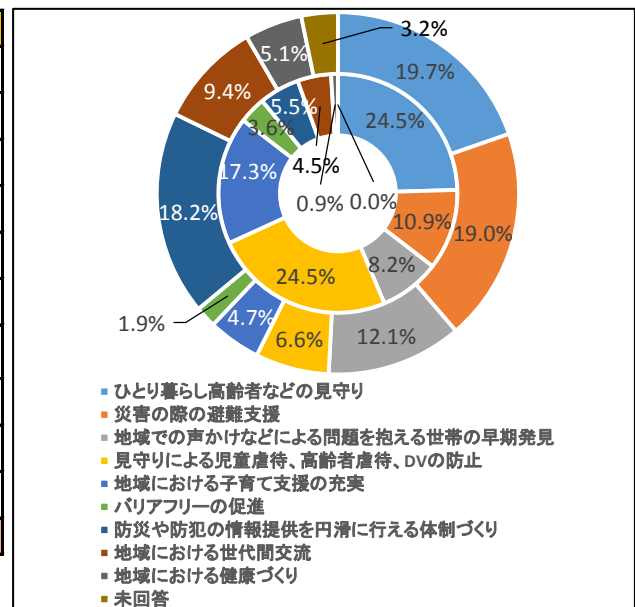
⑯地域活動に参加する人材を育てるにはどのようなことが有効だと思いますか。  
（○は1つだけ）

	次世代	全域
学校の学習や体験する機会を通じて育成する	47	321
家庭での教育を通じて育成する	6	98
町内会や自治会などが地域で開催するイベントを通じて育成する	34	346
行政等が実施する機会（学習センターなどでの事業）を通じて育成する	4	153
福祉関係機関・団体の実施する機会を通じて育成する	8	58
NPO活動やボランティア活動の実践を通じて育成する	8	71
その他	3	25
未回答	0	36
合計	110	1,108



⑰地域住民と行政が積極的に連携することで改善が図れると思うのはどのようなことだと思いますか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
ひとり暮らし高齢者などの見守り	27	218
災害の際の避難支援	12	211
地域での声かけなどによる問題を抱える世帯の早期発見	9	134
見守りによる児童虐待、高齢者虐待、DVの防止	27	73
地域における子育て支援の充実	19	52
バリアフリーの促進	4	21
防災や防犯の情報提供を円滑に行える体制づくり	6	202
地域における世代間交流	5	104
地域における健康づくり	1	57
未回答	0	36
合計	110	1,108





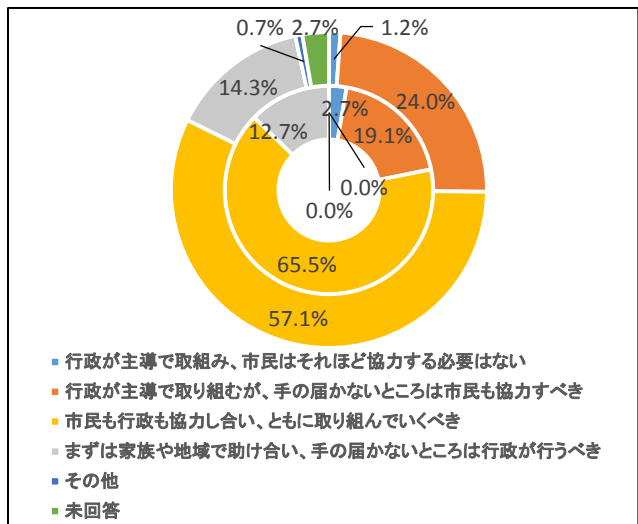
# 資料編

## 市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

資料編（市民アンケート）

⑱それぞれの地域で福祉活動を推進していくうえで、市民と行政との関係はどうあるべきだと思いますか。（〇は1つだけ）

	次世代	全域
行政が主導で取り組み、市民はそれほど協力する必要はない	3	13
行政が主導で取り組むが、手の届かないところは市民も協力すべき	21	266
市民も行政も協力し合い、ともに取り組んでいくべき	72	633
まずは家族や地域で助け合い、手の届かないところは行政が行うべき	14	158
その他	0	8
未回答	0	30
合計	110	1,108

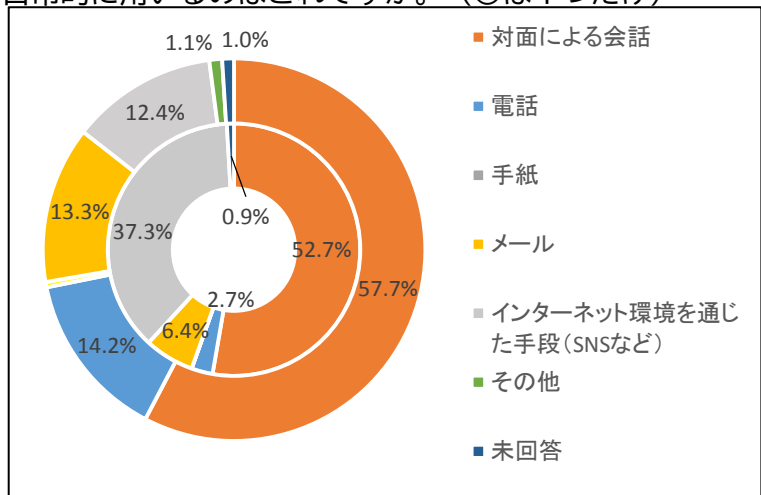


⑲これからの行政が福祉政策を進めるために、最も優先して取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。（〇は1つだけ）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
身近に相談できる窓口の充実	16	14.5%	363	32.8%
地域住民同士が助け合い、支え合うことができる仕組みづくり	31	28.2%	180	16.2%
地域福祉活動の中心を担う人材の育成・確保	10	9.1%	120	10.8%
地域福祉活動の拠点や環境づくり	9	8.2%	103	9.3%
地域福祉活動のネットワークづくり	11	10.0%	61	5.5%
福祉活動を行っているNPO法人やボランティア団体への資金面の支援	3	2.7%	39	3.5%
児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の充実	21	19.1%	63	5.7%
福祉に関する講習会や講演会などの開催	1	0.9%	25	2.3%
福祉に関する情報提供の充実	5	4.5%	82	7.4%
特に求めることはない	1	0.9%	28	2.5%
その他	2	1.8%	9	0.8%
未回答	0	0.0%	35	3.2%
合計	110	100.0%	1,108	100.0%

⑳人と交流するための手段として最も日常的に用いるのはどれですか。（〇は1つだけ）

	次世代	全域
対面による会話	58	639
電話	3	157
手紙	0	5
メール	7	147
インターネット環境を通じた手段（SNSなど）	41	137
その他	0	12
未回答	1	11
合計	110	1,108



## 資料編

## 市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

②福祉サービスに関する情報をどこで入手していますか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
市政だよりなどの福島市の広報紙	32	15.0%	775	27.7%
福島市のホームページ	25	11.7%	169	6.1%
福祉関係機関・団体の広報紙やホームページ	9	4.2%	73	2.6%
インターネット情報（上記のホームページ以外）	32	15.0%	132	4.7%
行政機関の窓口（市役所や支所など）	3	1.4%	132	4.7%
福祉関係機関などの窓口 （地域包括支援センター、子育て支援センターなど）	2	0.9%	84	3.0%
福島市社会福祉協議会	4	1.9%	26	0.9%
民生委員・児童委員	0	0.0%	57	2.0%
介護ヘルパー、ケアマネージャー	3	1.4%	118	4.2%
かかりつけの病院、主治医	4	1.9%	113	4.0%
町内会、自治会の回覧板	19	8.9%	348	12.5%
新聞、雑誌、テレビ、ラジオ	26	12.1%	358	12.8%
家族、知人、友人	30	14.0%	243	8.7%
どこで入手してよいかわからない	13	6.1%	86	3.1%
今は情報を必要としていない	12	5.6%	69	2.5%
未回答	0	0.0%	10	0.4%
合計	214	100.0%	2,793	100.0%

②日常生活の困りごとを誰に相談していますか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
同居している家族	56	30.8%	703	29.6%
同居していない家族	24	13.2%	358	15.1%
親戚	5	2.7%	177	7.4%
知人、友人、職場の人	73	40.1%	452	19.0%
近所の人、町内会の役員	0	0.0%	130	5.5%
行政機関の相談窓口（市役所や支所など）	1	0.5%	79	3.3%
福島市社会福祉協議会	1	0.5%	5	0.2%
福祉関係機関などの相談窓口 （地域包括支援センターや子育て支援センターなど）	0	0.0%	37	1.6%
民生委員・児童委員	0	0.0%	26	1.1%
介護ヘルパー、ケアマネージャー	0	0.0%	75	3.2%
かかりつけの病院、主治医	2	1.1%	125	5.3%
NPO法人	0	0.0%	1	0.0%
相談できる人がいない	2	1.1%	45	1.9%
今は困りごとがない	11	6.0%	131	5.5%
その他	7	3.8%	17	0.7%
未回答	0	0.0%	16	0.7%
合計	182	100.0%	2377	100.0%

# 資料編

## 市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

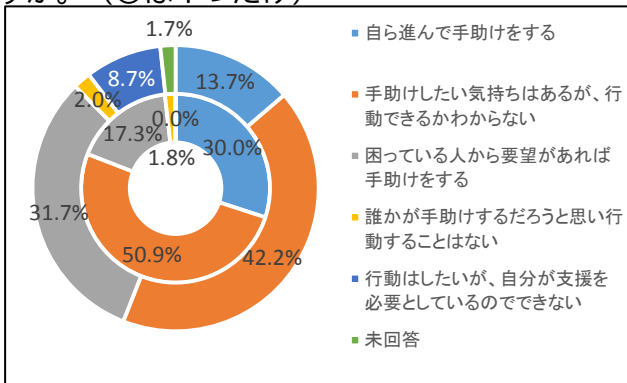
資料編（市民アンケート）

② 次の公的相談窓口を知っていますか。（知っているものすべてに○）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
生活相談支援窓口	56	18.4%	375	16.6%
地域包括支援センター	56	18.4%	654	28.9%
権利擁護センター	7	2.3%	57	2.5%
ふくしま基幹相談支援センター	5	1.6%	25	1.1%
福島市社会福祉協議会指定相談支援事業所	11	3.6%	110	4.9%
清心荘指定相談センター	4	1.3%	24	1.1%
相談支援センターひびき	9	3.0%	28	1.2%
こじか「子どもの家」発達支援センター	10	3.3%	72	3.2%
ふくしま虐待防止センター	22	7.2%	44	1.9%
子育て相談センター・えがお	21	6.9%	121	5.3%
地域子育て支援センター	26	8.5%	158	7.0%
こども発達支援センター	8	2.6%	56	2.5%
すこやかテレホン	13	4.3%	96	4.2%
家庭児童相談室	12	3.9%	98	4.3%
ひとり親家庭福祉貸付相談	3	1.0%	25	1.1%
保護者相談窓口	9	3.0%	20	0.9%
保育士相談窓口	10	3.3%	14	0.6%
保育人材バンク	13	4.3%	21	0.9%
未回答	10	3.3%	264	11.7%
合計	305	100.0%	2262	100.0%

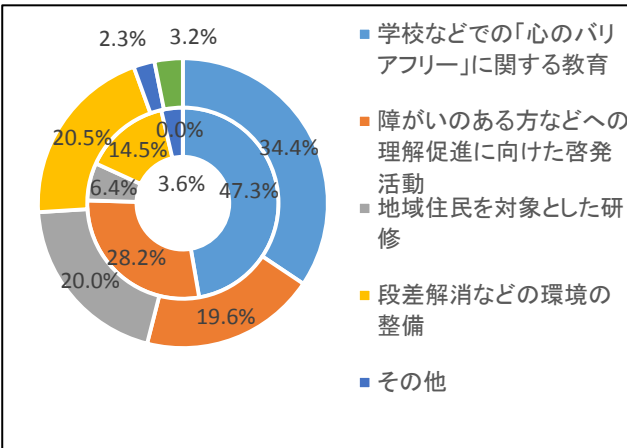
④ 高齢者や障がいのある方、小さな子どもをもつ親などの支援が必要な方が日常生活で困っているとき、手助けなどの行動をとれますか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
自ら進んで手助けをする	33	152
手助けしたい気持ちはあるが、行動できるかわからない	56	468
困っている人から要望があれば手助けをする	19	351
誰かが手助けするだろうと思い行動することはない	2	22
行動はしたいが、自分が支援を必要としているのでできない	0	96
未回答	0	19
合計	110	1,108



⑤ 「誰にでもやさしいまちづくり」を進めるために効果的な取組みはどれだと思いますか。（○は1つだけ）

	次世代	全域
学校などでの「心のバリアフリー」に関する教育	52	381
障がいのある方などへの理解促進に向けた啓発活動	31	217
地域住民を対象とした研修	7	222
段差解消などの環境の整備	16	227
その他	4	26
未回答	0	35
合計	110	1,108



## 資料編

### 市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

②お住まいの地域で抱えている地域課題はありますか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
居場所づくり（高齢者、障がい者、子ども）	24	8.0%	181	6.1%
高齢者世帯の安否確認や見守り	35	11.6%	324	11.0%
災害が発生した際の安否確認や避難誘導	31	10.3%	427	14.4%
障がい者が地域で自立して生活するための支援	10	3.3%	90	3.0%
障がい者に対する地域の理解、交流の促進	13	4.3%	105	3.6%
健康寿命を延ばすための健康づくりへの取り組み	6	2.0%	164	5.5%
働きながら子どもを育てることができる環境の整備	26	8.6%	212	7.2%
子どもの教育や将来のことを相談できる環境の整備	15	5.0%	101	3.4%
高齢者、障がい者、子どもへの虐待を防止する取り組み	13	4.3%	84	2.8%
孤独死の防止	19	6.3%	169	5.7%
ひきこもり問題への支援	13	4.3%	113	3.8%
犯罪や非行の防止	11	3.7%	83	2.8%
仕事に就けない人への就労支援	8	2.7%	108	3.7%
生活困窮世帯への支援	13	4.3%	87	2.9%
認知症高齢者への支援	14	4.7%	186	6.3%
買い物や通院の際の交通手段の不足	24	8.0%	272	9.2%
その他	7	2.3%	70	2.4%
特に課題となっていることはない	18	6.0%	161	5.4%
未回答	1	0.3%	20	0.7%
合計	301	100.0%	2957	100.0%

③健康で充実した生活を営むために必要だと思うことはどれですか。（あてはまるものすべてに○）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
適度な運動習慣	90	16.7%	902	17.5%
適切な食事習慣（回数・栄養）	77	14.3%	777	15.0%
家族との日常的な関わり	70	13.0%	591	11.4%
友人との関わり	71	13.1%	521	10.1%
充実した趣味や余暇	69	12.8%	689	13.3%
地域活動を通じた社会参加	33	6.1%	317	6.1%
仕事を通じた社会参加	23	4.3%	204	4.0%
行政の支援や積極的な関わり	21	3.9%	232	4.5%
医療環境の充実	53	9.8%	485	9.4%
介護サービスの充実	30	5.6%	399	7.7%
その他	2	0.4%	26	0.5%
未回答	1	0.2%	20	0.4%
合計	540	100.0%	5163	100.0%

## 資料編

## 市民アンケートの取りまとめ（学生含む）

⑳ 次の福祉制度や事業を知っていますか。（知っているものすべてに○）

	次世代	構成比(%)	全域	構成比(%)
民生委員・児童委員制度	843	19.3%	52	8.8%
地域サロン活動支援事業	160	3.7%	19	3.2%
福島市社会福祉基金運用事業	168	3.9%	7	1.2%
生活保護制度	805	18.5%	77	13.0%
生活困窮者自立相談支援事業	104	2.4%	35	5.9%
生活困窮者住居確保給付金	48	1.1%	12	2.0%
子どもの学習・生活支援事業（こどもサポート未来塾）	146	3.3%	27	4.5%
家計改善支援事業	6	0.1%	5	0.8%
いきいきももりん体操	303	7.0%	22	3.7%
福島市暮らしの中の支え合いお宝発表会	5	0.1%	4	0.7%
認知症カフェ	141	3.2%	40	6.7%
認知症サポーター養成講座	179	4.1%	26	4.4%
認知症高齢者QRコード活用見守り事業	65	1.5%	9	1.5%
認知症初期集中支援チーム	33	0.8%	5	0.8%
認知症ガイドブック（認知症ケアパス）	72	1.7%	18	3.0%
ふくふくオレンジフェスタ	35	0.8%	31	5.2%
認知症高齢者徘徊模擬訓練	39	0.9%	4	0.7%
介護マーク	104	2.4%	23	3.9%
在宅医療介護連携推進事業	68	1.6%	13	2.2%
成年後見制度	355	8.1%	37	6.2%
いきいき！ふくしマーケット	68	1.6%	4	0.7%
ヘルプマーク	126	2.9%	29	4.9%
福島市手話出前講座	54	1.2%	10	1.7%
産後ケア事業	53	1.2%	16	2.7%
ファミリーサポート事業	172	3.9%	30	5.1%
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	56	1.3%	11	1.9%
保育士等奨学資金貸付事業	47	1.1%	23	3.9%
未回答	104	2.4%	5	0.8%
合計	4,359	100.0%	594	100.0%

## 地域福祉計画2021策定までの経過

年	開催日など	内容
令和元年	6月6日	第1回策定委員会 策定方針等
	6月24日	第1回幹事会 策定方針等
	8月6日	第1回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 策定方針、市民アンケート、地区懇談会等
		第2回幹事会(書面) 市民アンケート、地区懇談会等
	10月18日～ 11月8日	市民アンケートの実施 対象者：市内在住者2,500人(地区、年齢別按分で対象者抽出) 回答者：1,108人(回答率44.32%)
	10月7日～ 12月18日	地区懇談会の開催 地区協議会を単位として地区ごとに開催 計25回(一部合同開催) 参加者671名
	12月～ 令和2年1月	次世代向けアンケートの実施 対象者150名 回答者110名(回答率73.3%) 福島大学、福島学院大学、桜の聖母短期大学に協力依頼
令和2年	2月19日	第3回幹事会 市民アンケートと地区懇談会の結果等
	2月26日	第2回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 市民アンケートと地区懇談会の結果等
	5月27日・29日	市長・副市長協議 骨子案提示、方向性の確認
	6月1日	第4回幹事会(書面) 骨子案提示、方向性の確認
	6月19日	第3回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 骨子案提示、方向性の確認
	8月28日	第4回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 素案の案の提示
	9月29日	第5回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 素案の提示
	10月13日	第5回幹事会 素案の提示
	10月14日・15日	市長・副市長協議 素案の提示、パブリックコメント実施の報告
11月24日	正副議長、正副委員長説明、全議員への資料配布	

## 資料編

## 地域福祉計画2021策定までの経過

令和 2年	11月26日～ 12月25日	パブリックコメント実施
令和 3年	1月29日	第6回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 原案の提示
	2月5日	第6回幹事会 原案決定
	2月9日・10日	市長・副市長協議 計画決定
	2月18日	第2回策定委員会（庁議） 計画決定の報告
	2月25日	第2回市社会福祉審議会 計画決定の報告
	3月18日	市議会文教福祉常任委員協議会報告

資料編（計画策定経過）

## 関係要綱

### (1) 福島市地域福祉計画2021策定要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく福島市地域福祉計画2021（以下「地域福祉計画」という。）の策定について必要な事項を定める。

#### (地域福祉計画の内容)

第2条 地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する次に掲げる事項を一体的に定める。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### (計画期間)

第3条 地域福祉計画の計画期間は、2021年度から2025年度までとする。

#### (地域福祉計画策定組織の設置)

第4条 地域福祉計画策定に関する庁内組織として、福島市地域福祉計画2021庁内策定委員会を置く。

#### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、地域福祉計画の策定に関する必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。



## (2) 福島市地域福祉計画2021庁内策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市地域福祉計画2021策定要綱第4条に規定する福島市地域福祉計画庁内策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 福島市地域福祉計画2021の策定に関する事項
- (2) 庁内意見の調整に関する事項
- (3) 福島市社会福祉審議会地域福祉専門分科会との連絡調整に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、紺野副市長をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、山本副市長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会の意見集約を補佐するために幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に健康福祉部次長、副幹事長に保健所副所長をもって充てる。

4 幹事会の会議は幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 幹事長が必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

別表1（第3条関係）

・副市長	・政策調整部長	・医療政策監兼保健所長
・水道事業管理者	・総務部長兼危機管理監	・こども未来部長
・教育長	・財務部長	・建設部長
	・商工観光部長	・都市政策部長
	・農政部長	・教育部長
	・市民・文化スポーツ部長	・消防長
	・環境部長	・水道局長

別表2（第6条関係）

政策調整部	政策調整課長	広聴広報課長	地域協働課
	東京オリンピック・パラリンピック競技大会福島市推進室次長		
総務部	男女共同参画センター長	危機管理室次長	
財務部	財政課長		
商工観光部	産業雇用政策課		
農政部	農業企画課長		
市民・文化スポーツ部	生活課長		
健康福祉部	健康福祉部次長	保健所副所長	地域福祉課長 生活福祉課長
	障がい福祉課長	長寿福祉課長	保健所総務課長
	保健所衛生課長	保健所健康推進課長	保健所放射線健康管理課長
こども未来部	こども政策課長	こども家庭課	幼稚園・保育課長
建設部	路政課		
都市政策部	交通政策課長	住宅政策課	
教育委員会	教育総務課長	学校教育課長	生涯学習課長
消防本部	予防課長		
水道局	水道総務課長		

## 社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧

(敬称略)

	団体名等	役職名	氏名
1	学校法人 福島学院大学	福祉学部教授	えんどう としみ 遠藤 寿海
2	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会	事務局長兼総務課長	よこやま たくや 横山 卓也
3	福島市町内会連合会	副会長	さとう ひでお 佐藤 秀雄
4	福島市民生児童委員協議会	会長	はねた ともこ 羽田 トモ子
5	福島市民生児童委員協議会	主任児童委員連絡会会長	こせき くみこ 古関 久美子
6	福島市手をつなぐ親の会	会長	こうの ゆみこ 河野 由美子
7	福島県保育協議会県北支部	支部長	あんざい せつこ 安齋 節子
8	福島市ボランティア連絡協議会	会長	あんざい せいじ 安齋 精児
9	福島市地域包括支援センター連絡協議会		あらき たけお 荒木 健夫
10	福島市健康づくり推進協議会		せきね えみこ 関根 恵美子
11	一般公募		たけだ みえこ 武田 美恵子

## 用語解説（50音順）

用語	内容
あんしんサポート事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより日常生活上の判断に不安のある方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。福島県社会福祉協議会の委託により福島市社会福祉協議会で実施。
いきいきももりん体操	いすに腰かけたり、いすの背につかまったりして、準備体操（さびつき防止体操）とストレッチ体操（ほぐし体操）、筋力アップ体操の3つの運動を30分くらい行う体操。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳や要約筆記の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図る事業。手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣を行うとともに、障がい福祉課に手話通訳者を配置し、障がいのある方への意思疎通支援を行う。また、「市政広報テレビ5分番組」では手話通訳の同時放映を行う。
ALT	児童生徒が英語で積極的にコミュニケーションを取ったり、外国の文化や習慣を学んだりするための授業を支援する外国人語学講師。
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。
お口のももりん体操	のどのマッサージや舌の運動などを行い、美味しく食べたり、楽しく話したりするためのお口の健康を保つ体操。
オレンジプラン推進事業	国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会をめざし認知症の人やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進し、周囲の人も、安心して、自分らしく暮らし続けることができるまちの実現をめざすため、福島市認知症施策（福島市オレンジプラン）を策定。
オレンジリボン運動	NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口を担っている児童虐待防止の広報啓発活動。
家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に対し、情報提供や専門的助言を行い、早期の生活再生を支援する。
帰国・外国出身児童・生徒へのサポーター派遣事業	市内の公立小中学校に在籍し、日本語理解の不十分な児童・生徒を支援するため、（公財）福島県国際交流協会の協力のもと、福島市教育委員会と共催で学校へ日本語指導サポーターを派遣する事業。
健都ふくしま創造事業	市民の健康寿命延伸のため、市民総ぐるみの健康づくりを推進する取り組みです。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいる。
合理的な配慮	障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ適切な措置（社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。）を行うこと。

用語	内容
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方をもちすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
子育て世代包括支援センター事業	妊娠・出産・子育てに関わる様々な相談支援を行う総合窓口です。保健師・助産師・歯科衛生士・栄養士・保育士などが相談に応じたり、関係機関と連携して必要なサービスを紹介するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。
子ども医療費助成事業	18歳までのお子さんが病気やケガで医師の治療を受けたとき、保険診療による療養費定額負担金を助成する制度。
子ども子育て新ステージ2020推進事業	生まれる前からおおむね18歳までの子どもとその保護者、地域社会を構成するすべての人を対象とし、子どものえがお条例（仮称）の制定や子育て世代包括支援センター事業、待機児童対策推進パッケージなど、子ども・子育て支援の総合的な取り組みを推進するための計画。
子ども食堂	子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための社会活動。孤食の解決、子どもと大人たちの繋がりや地域のコミュニティの連携の有効な手段として活用されている。
子どものえがお条例（仮称）	地域社会全体で子育てを支援する機運を高め、日本一の子育て環境づくりを目指すため、条例を制定する。
子どもの学習・生活支援事業	経済的に困窮した世帯を対象に、子どもへの学習支援、養育や進学等の保護への助言を行う。
こども110番ひなんの家	1990年代頃より子供を狙った犯罪が増えてきたことを受けて、警察や地方公共団体によって設置・推進が進められており、主に通学路にある商店が地域活動の一環として行っている場合が多いが、民家はその役割を行なっている場合もある。
サロン活動	地域を拠点として、当事者である高齢者と、地域住民（ボランティア）とが一緒に企画・運営していく楽しい仲間づくりの場。補助事業として、サロン立ち上げのための市の「地域サロン活動支援事業」、サロン運営のための福島市社会福祉協議会の「ふれあいいいききサロン事業」等がある。
市民活動活性化支援事業	自主的・自発的に社会貢献活動を行う市民活動団体に対して、資金面で支援することにより、市民活動の更なる活性化を図り、共創によるまちづくりの推進に資することを目標とした事業。
社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
住居確保給付金	離職などにより又は休業などの個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで収入が減少し離職等と同程度の状況で住居を失った方、または住居を失うおそれのある方で、受給要件を満たした方に対し、就職活動をおこなうことを条件に一定期間家賃相当額を支給する。

用語	内容
重層的支援体制の整備	既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業として創設。相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的相談支援事業で包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図り、各支援機関の円滑な連携のもとで支援できるようにすること。自ら支援につながる人が難しい人の場合はアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を、社会との関係性が希薄化し、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を実施する。また、地域づくり事業を通して住民同士の支え合う関係性を育み、他事業と関連して社会的孤立の発生や深刻化を予防する。
小規模法人ネットワーク化協働推進事業	少子高齢化や核家族化の進行、人口減少など、社会環境などの変化による国民の福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、小規模な社会福祉法人などが、自らの創意工夫に基づき、地域貢献事業を積極的に展開していくことを通じて、こうしたニーズに対応した地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、複数法人が参画するネットワークを構築する事業。
小地域ネットワーク活動	住民の顔が見える日常生活圏などの小地域を単位として地域で支援を必要とする人に対し、地域住民が主体となって、民生委員・児童委員や保健・福祉・医療の関係者と協働して進める、見守り活動及び支援活動。
自立相談支援事業	生活困窮者に対する自立に向けた相談、支援を行う事業。住居確保給付金、就労訓練、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を行う。
成年後見制度	認知症、知的障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援する制度（財産の管理や各種契約など）。
生活習慣病	糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。かつて加齢によって発症すると考えられたために成人病と呼ばれたが、1980年代から若者の発症が目立つようになり、その後の調査で生活習慣が深く関与していることが判明してきたため、1997年頃から予防できるという認識を醸成することを目的として呼び方が変更になった。
待機児童対策推進パッケージ	待機児童の早期解消に努めるため、保育の受け皿の拡大として施設整備による利用定員の拡大、既存施設での受け入れ拡大、保育士の確保として保育士の処遇改善、労働環境の改善、就労支援を行うもの。
ダブルケア問題	育児と介護の同時進行の状況のこと。育児と介護、介護と孫支援など、少子化・高齢化や晩婚・晩産化におけるケアの複合化・多重化の問題。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（総務省多文化共生の推進に関する報告書より）。
地域介護予防活動支援事業	高齢者の通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを目指すため、「福島師介護予防体操」を中心に地域の身近な場所で住民主体となって運営する通いの場で介護予防を行う「地域づくりによる介護予防事業」を推進するための事業のこと。
地域協議会 (P52 ⑦地域の移動手段の確保)	各地区において、地域交通の維持・利便性等を検討するための協議会。

用語	内容
地域協議会 (P81 ㊸地域包括ケアシステム構築の推進)	地域住民が地域の福祉課題を考え、住民同士で話し合いながらお互いに行えることを実践することにより、住民の支え合い活動や生活支援サービスの活性化を図る。
地域ケア会議	多職種の第三者による専門的視点を交えて、ケアマネジメント（介護が必要な利用者の多職種の第三者による専門的視点を交えて、ケアマネジメント（介護が必要な利用者のニーズと福祉・医療などのサービスをつなぐこと）の質の向上を図り、また、個別ケースの課題分析などの積み重ねにより、地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画の反映などの政策形成につなげる、地域包括ケアシステムの実現に向けた手段。
地域ささえ合いネットワーク	町内会など（サロン）を単位に見守りネットワークを構築し、地域の中で見守りを要する高齢者世帯を訪問するなどの見守り活動を実施する事業。
地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、介護予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供するしくみ。
地域包括支援センター	高齢期を安心して暮らし続けられるよう、福島市が設置した高齢者の総合相談窓口。介護や福祉、生活の相談をはじめ地域の支え合い活動などの相談を社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携して支援する。
地域見守りネットワーク事業	市内の団体、事業者などに、本来の業務に支障のない範囲で日常の活動の中での見守り活動をしていただき住民の異変の早期発見、早期対応に向けた連絡体制をつくる事業。
小さな交通	福島市地域公共交通網形成計画に基づき幹線軸や広域路線のバス停から遠いエリアや、本数が少ない路線沿線、将来的にバス路線の維持が困難なエリアなどにおける交通手段の確保の制度・仕組みを構築する施策。
中学生ドリームアップ事業	福島市教育委員会がすすめる事業で、中学2年生での『職場体験活動』を中心に、1年生での『職業について学ぶ活動』、3年生では1、2年生での学習を生かした『進路に向けた学習』など、各学校で3年間を見通した活動を展開する。
中心市街地活性化支援バス社会実験	市の中心市街地の活性化を目的としてバスの運行を試験的に行うもの。
認知症カフェ	認知症の人やその家族、専門員や地域住民が互いに交流したり、情報交換を行うカフェ。相談や息抜きを行うことで、参加者の気持ちが楽になるような場となっている。
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。自分自身の問題と認識し、友人や家族に学んだ知識を伝えること、認知症の人やその家族の気持ちを理解しようと努めることも自分のできる範囲での支援であり、サポーターとしての活動。
認認介護	老老介護の中でも、認知症の要介護者を認知症の介護者が介護していること。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されています。被害予想地図を利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効である。

用語	内容
8050問題	中高年（50代）となった引きこもりの子どもを養う親が高齢化（80代）し、介護や生活困窮を同時に抱えて孤立して行き詰る問題。
バリアフリー推進パートナー	バリアフリーの推進に関する市の取り組みの趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける民間事務所や団体のこと。
バリアフリー推進パッケージ	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にバリアフリーニーズを掘り起こしながら、地域や施設のバリアフリーを推進するバリアフリーマスタープランと連携し、官民一体でハード・ソフト両面のバリアフリーを実践することで「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指す。また、この行動をレガシーのひとつとして次世代へ繋いでいくことを目標として市が取り組む事業のこと。
バリアフリーマスタープラン	旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。
BBS会	法務省所管の更生保護制度における民間協力者（更生保護ボランティア）の一つ。「犯罪や非行のない明るい社会の実現」を理念に掲げ、「非行を初め社会適応に悩む多くの青少年少女」を対象とした「ともだち活動」などを行う。
標準化死亡比（SMR）	年齢構成の違いを取り除き、死亡率を比較するための指標。
フードバンク	包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体。
ファミリーサポート事業	「お子さんを預かってほしいかた」と「お子さんを預かることができるかた」が会員となり、お互いに信頼関係を築きながら子どもを預け・預かる、地域が主体となっておこなう子育て支援の有償ボランティア活動。
福祉避難所	災害時などに一般の指定避難所での生活が困難な災害時要援護者を受け入れるため、耐震・耐火構造及びバリアフリー化などに対応し特別な準備(物資、機材、介助など)がされている避難所。福島市保健福祉センターほか3箇所を拠点的な福祉避難所としているほか、災害の状況に応じて順次開設される二次的福祉避難所がある。
ふくしまし健康づくりプラン	「やすらぎと潤いのあるまちで生涯にわたって健康で安心して暮らす」ことを目指して策定された（2018年から5年間）。栄養・食生活やたばこ、歯・口腔など、17の推進項目を設け、「重点推進項目」、「継続推進項目」を設定し、項目ごとに具体的な取り組みと目標を掲げ、市民一人ひとり・学校・職場・地域社会・行政などの連携・協働により、市民の皆さんと共に生涯にわたる健康づくりを推進する。
福島市権利擁護センター	認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどにより判断能力に不安がある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、地域における権利擁護体制の充実を図るため設置された相談支援機関。
福島市自殺対策ネットワーク会議	地域における自殺対策を総合的に推進するため設置された。関係機関や団体等との緊密な連携や、地域におけるネットワークの強化を図る。
福島市社会福祉協議会のボランティアセンター	市民の一人でも多くの方がボランティア活動に参加していただき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉社会がつかれるように、ボランティア活動に関する各種事業を行っている。



用語	内容
福島市地域公共交通網形成計画	市のまちづくりと連携した公共交通の基本的な方針と施策体系となるもの。
ふくしま・ふれあい・夢ぷらん事業	小学校と地域が一体となり、子どもや地域の実態、要望に即した豊かな福島市の歴史、文化、伝統、自然、人材などにふれる創造的な教育活動を行う。
ふれあいいきいきサロン	地域を拠点として当事者である高齢者と、地域住民（ボランティア）とが一緒に企画をし、内容を決め、運営していく楽しい仲間づくりの場。また、高齢者とその家族の生活の両方を支援する。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
保護司	法務省所管の地方支分部局であり、各都道府県庁所在地におかれた保護観察所の長の指揮下に職務を行う。身分は国家公務員（人事院指令14-3で指定された非常勤国家公務員）。俸給は支払われないためボランティアとなる。主に犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動を行う。
ボッチャ	イタリア語で木のボール、ボウリングのボールという意味。白のジャックボールに自チームボール（赤か青）を近づけるターゲットゲーム。パラリンピックには電動車いす利用者など脳性麻痺を中心とした重度障害者が参加しているが、誰にでも楽しめるスポーツ。
無料低額診療事業	社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業。
無料低額老健施設利用事業	社会福祉法第2条第3項第10号の規定に基づき、生計困難者に対して無料又は定額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業。
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上の症状が一度に出ている状態。日本語に訳すと代謝症候群、単にメタボとも言われる。
ももりんシルバーパスポート	路線バス等高齢者利用促進事業により75歳以上の高齢者に交付される市内路線バスと福島交通飯坂線の運賃が無料となるカード。
ユニバーサルデザイン	施設や製品等について、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。
路線バス等高齢者利用促進事業	高齢者の積極的な社会参加支援と公共交通の利用促進を図るため、75歳以上の高齢者を対象に市内路線バスと福島交通飯坂線の運賃無料化を実施。
老老介護	65歳以上の高齢者を同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のこと。